本日の会議に付した事件

平成23年第4回山元町議会定例会 (第2日目) 平成23年12月15日(木)午前10時00分

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成23年第4回山元町議会定例会2日目の会議を開きます。 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、5番竹内和彦君、 6番遠藤龍之君を指名します。

- 議 長(阿部 均君) これから、議長諸報告を行います。
 - 1. 一般質問の通告書の受理

岩佐哲也君ほか11人の議員から一般質問の通告を受理したので、その一覧表を配布しております。

陳情書の受理、陳情書1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長(阿部 均君)日程第2.一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。なお、質問・答弁は簡明にされますようお願いいたします。

- 議 長(阿部 均君)2番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。
 - 2番(岩佐哲也君)はい、2番。おはようございます。

それでは、平成23年第4回山元町議会定例会におきまして質問させていただきます。 3月11日の大震災発災によりまして、復興計画を現在検討を進めておるところでございますが、復興計画の基本となるものがやはりまちづくりでありますが、その根本にあるものは人であると。あくまでも人を大事にすると。人の立場に立って計画を立てるべき、また実行していくべきであろうという観点から、本日は人を中心に、人をキーワードに質問をさせていただきます。 第1点目、山元町の将来は、一にも二にも人口、人、あるいは交流人口も含めた人というものを大事に、人の動向によって変わってくると思う。そこで、将来人口について、山元町の将来人口についてどう見ておられるのか、あるいは人口維持増加対策をどう政策的に、戦略的に考えておられるのか、その辺をまず質問させていただきます。それが1点目でございます。

特にその中でも、人口の流出の問題というのがこれは大きな問題でございます。各項目に入ってまいりますと、1番目としては、JRの開通の時期はいつなのかと。これは住民の切なる要望であり、町の発展の外してはならない重要な問題点であろうと思います。そこで、JRの開通時期はいつかと。

それから、2番目、高台移転、あるいは住居新築ということもございますが、新築のできない、諸般の事情によって公営住宅を希望されている方も多いというふうに私も考えてございます。2番目、公営住宅建設はいつなのか。どういう条件、あるいはその費用含めて、あるいは時期、こういったものがいつなのかを明確にしていただきたい。

それから、3番目、災害危険区域。これは、非常に大きな住民の流出にもかかわる非常に 大きな問題であろうと思います。どこに家を建てればいいのか。建てられるのか、建てら れないのか、あるいは費用的にどうなのか、土地の買い取りはどうなのかも含めまして、 災害危険区域の見直しをする考えはないのかどうか、これをお尋ねしたい。

それから、産業振興。人口の問題を考えたときには、産業振興、雇用の場の確保というのが非常に大きな問題である。我が町を考えた場合には、農業、産業振興、そういう意味の農業振興、あるいは水産振興、地元の産業をどう考えて、どう再構築するのか。それと同時に、それをベースにして、交流人口拡大をどう考えるのかということが大事です。したがいまして、町外から見た山元町はどうあるべきか、どういう構想のもとに計画を考えておられるか、その点をお伺いします。

特に、震災復興会議でも出ておりましたが、仙台圏120万人の都市、人口と山元町の 位置づけをどう考えておられるのか、その辺をお尋ねいたします。

さらに、2番として、戦略的まちづくりと交流人口ということでございますが、産業振興と交流人口、そして新ルート、あるいは新しく検討されている常磐線の駅の位置づけ、町の発展と今後の戦略、町の位置づけ、駅の位置づけをどう考えておられるのか。駅中心の開発についてどうお考えかお尋ねします。

それから、町の復興計画の中心的なものになり得るという可能性のある道の駅。産業振興、あるいは町の人・物・金・情報・流通すべてを集める拠点としての道の駅というものを考えるべきであると思いますが、道の駅を検討されておられるようですが、それを総合的に、有機的に投資対効果を発揮するためにはどういう道の駅を検討なのか、その点をお伺いします。以上、お伺いします。第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 議長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君、答弁願います。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい。改めておはようございます。

岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、将来人口に関する人口流出防止対策についてのご質問の1点目、JR常磐線の開通時期についてでございます。

町といたしましては、山元町震災復興基本方針において、JR常磐線のルートについて

は、津波被害の及ばない位置で、新たなまちづくりと一体的に整備することとしております。 国道 6 号側へ移設することでこれまでも住民説明会の場などでご理解を求めてきたと ころであります。

去る10月12日に開催された当議会の東日本大震災災害対策調査特別委員会において、 JR東日本の仙台支社の担当部長が、まちづくりに合わせて常磐線を復旧することを言及 しております。さらに、用地買収後、全体の開通までおおむね3年あれば復旧できるとの 見通しを示しているところでございます。

このような見通しを受け、町では、11月に行いました山元町震災復興計画に関する住 民説明会において、平成24年度から25年度にかけて用地買収、平成25年度から27 年度までを工事期間とする目標スケジュールをお示ししてきたところでございます。

今後は、東北運輸局が事務局となっているJR常磐線復興調整会議や亘理町、山元町、新地町、相馬市の沿線4市町で構成する常磐線北部整備促進期成同盟会による要望活動を通じ、JR側と協議・調整を進めるとともに、復旧工事に当たっては、用地買収等、地元対策にしっかり取り組み、円滑に工事が進むよう全力で支援する所存でございます。

次に、2点目、災害公営住宅の建設時期についてでございます。

今後の住まいに関する被災世帯の意向を確認するため、8月から9月にかけて意向調査を実施したところでございます。調査票は2,498件を送付し、1,807件、72.3パーセントの回収率となっております。

この調査の結果から、現段階では、最大500戸程度の整備が必要になるのではないかと考えております。この戸数につきましては、来年1月から対象世帯ごとによる面談による調査を行いまして、精査してまいりたいと考えてございます。

建設時期でございますけれども、新しいまちづくりのための宅地造成に先行して今年度から70戸ほど着手し、早ければ25年の3月には最初の入居が可能と見込んでおります。 残りの戸数につきましては、市街地の宅地造成と並行して建設を進める中で、平成26年度までに必要となる戸数の建設が完了できるよう調整してまいります。

次に、3点目の災害危険区域の見直しについてでございます。

山元町災害危険区域に関する条例は、先の臨時議会においてご可決をいただき、11月11日から施行しているところでございます。条例の審議の際には、防災施設整備の進捗等、事情が変わった場合に区域や線引きの内容を見直すべきとのご意見もございました。もとより、この災害危険区域の設定等につきましては、諸条件が変われば柔軟に対応する所存でありましたが、議員からのご意見を踏まえ、条例に、災害防止上、必要な施設の整備の状況に応じ、その効果について検討を加え、必要である場合は見直しを行うものとする旨の条文を追加し、議決をいただいたところであります。

なお、実際の危険区域の見直しについては、防潮堤や二線堤機能を持つ県道相馬亘理線のかさ上げなど、津波防災関連施設の工事が完了した段階で、津波シミュレーション等によりその効果を検証し、安全性の状況に応じ総合的に対応してまいります。

次に、大綱第2、産業振興と交流人口拡大策についてのご質問の1点目、仙台圏120 万から見た山元町の位置づけについてですが、仙台市を中心に、名取市、岩沼市、亘理郡 を含めたいわゆる仙台圏域のつながりは強く、行政レベルでは黒川郡や宮城郡などを含め、 仙台都市圏広域行政推進協議会を設立し、広域行政計画の策定や事業の実施についての連 絡調整を行ってきたところでございます。また、生活レベルでも、山元町は仙台方面への 通勤・通学者が数多いことに加え、仙台市や名取市方面へ買い物する人が多いなど、仙台 の商圏に取り組まれていると言えます。

一方で、山元町への観光客あるいは交流人口を増加させるには、山元町の魅力を伝え、仙台圏の巨大な人口をいかに呼び寄せるかがかぎとなります。今後の山元町のまちづくりを考えていく上では、仙台圏とのかかわりという視点を欠かすことはできないものと考えております。具体的には、常磐線や常磐自動車道などの交通網を生かした通勤・通学や町外からのアクセスの利便性の向上に努めるとともに、自然環境や特産品等の観光資源を磨き上げ、その魅力を効果的に町外へPRし、交流人口の増加を図ることなどにより、仙台圏における山元町の存在感の向上を図る必要があると考えます。

次に、2点目、戦略的まちづくりと交流人口の拡大対策のうち産業振興と交流人口拡大についてですが、産業の早期復旧・復興を図るべく、農業においては集落営農組織の設立や育成の支援、あるいは営業再開のための農地の瓦れき撤去などを最優先に実施するとともに、水田の大区画圃場整備やイチゴ畑などの集約、また産直施設の整備を進め、「仙台いちご」の山元町ブランドの復興を目指してまいります。

さらに、ソバやイチジクなどの新たな振興作物の創出やこれを生かした町の特産品としての商品開発など、新ブランドの育成も積極的に推進いたします。

次に、商工業においては、山元インター周辺及び県道角田山下線沿線を初めとした今後 集約を進める産業用地等の産業ゾーンに対して、企業の意向に沿った柔軟な優遇制度を講 じるオーダーメード型の企業誘致の手法によりまして、企業誘致の推進を図ってまいりま す。

次に、漁業でございますが、とりわけホッキ貝については、東北大学、仙南4地区小型 底引き網漁業連絡協議会、宮城県漁協山下支所青年部により、来月1月に初めてのホッキ 貝の生態調査が行われる予定となっておりますので、これらの結果については、調査結果 がわかり次第お知らせしたいと考えております。

また、漁場の早期瓦れき撤去、あるいは荷さばき所などの漁港の基本的な機能復活に向けて、今後とも国、県、漁業協同組合との関係機関と連携しながら、漁業の本格的再開を推進してまいります。

これら農商工連携により、イチジクやホッキ貝などの農水産物について、第一次産業、 第二次産業、第三次産業を掛け合わせた新たな産業振興を行う、いわゆる六次産業化に取 り組んでまいります。

そしてまた、収益性の向上を図るため、新商品の開発を促しますとともに、加工場等の整備に伴う雇用の場の創出を図り、さらには仙台圏を見据えた販売の拡大を図りながら、全体の活性化を推進してまいりたいと考えております。

また、産業の復旧、復興とともに、復興イベントの開催や交流拠点として観光いちご農園や農水産物直売所の建設などを整備してまいります。さらに、休耕田や耕作放棄地を利用したお花畑や戸花山での桜の植樹など花の名所などつくりながら、山元町に訪れてみたくなるような魅力を創出し、町内外の交流人口の増加を促進し、町のにぎわいをつくり出してまいりたいと考えております。

次に、2点目、駅中心の開発計画についてでございます。

常磐線の新駅を生かした開発は、まちづくりにおいて重要な視点であると考えております。本議会に提案しております「山元町復興計画基本構想」では、土地利用の方針として、

駅を核とし、日常生活に必要な商業施設の誘致を図るなど、町の顔となるコンパクトで質の高い中心市街地の形成を図ることとしております。

具体的には、駅を中心に被災者の移転先となる住宅地の造成や災害公営住宅の整備をするとともに、駐車場や駐輪場を備えた駅前広場の整備により、仙台通勤圏としての利便性の向上を図ってまいります。

また、駅周辺には、商店などの利便施設を誘致、集積をして、子供や高齢者でも利用し やすく、若者にも住みたくなるような、そんな市街地の形成を進めてまいります。

さらに、駅を中心とした町民バスの運行の強化によりまして、駅と既存集落との連携を 図り、町全体が新市街地の利便性を享受できるような、そんなまちづくりをしていきたい というふうに考えてございます。

次に、道の駅設置についてでございますが、道の駅の機能を有する施設として、被災した「夢いちごの郷」にかわる農水産物直売所に、加工施設や研修施設及び総合案内所等を 併設し、地域間の交流拠点施設として整備してまいりたいと考えております。

この交流拠点を中心とした、先ほどお話ししました六次産業化の事業を推進する中で、 町の特産品を活用した新たな商品開発、あるいは新しい生産体制の確立を進めるとともに、 農水産業者に対して研修を行うなど、各種事業の推進を図りながら交流人口の増加を図っ てまいりたいと考えております。以上でございます。

2番(岩佐哲也君)はい。それでは、各論につきましていろいろ質問させていただきます。

まず初めに、将来人口についてということで、この大計画、復興計画を検討いただきましたが、冒頭に人口の問題で、平成30年ですか、1万3,700人という見方をされているようですが、この根拠、背景をご説明いただきたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。今回の基本構想の中でお示ししている人口でございますけれども、津波の被災を受ける前に、新しい総合計画の策定に取り組んでおりました。本来であれば6月の議会においてその議決を得るための諸準備を進めておったわけでございますけれども、いずれ総合計画策定の過程で、計画策定のベースになる人口、世帯等の推計につきましては、宮城大学の方に業務委託する中で、基本的に人口の推計をお願いしてきたところでございます。

そして、その後、残念ながらこの大きな被災に遭う中で、改めて人口の動態を加味し、 残念ながら津波で流された総合計画を下回る人口の推計値になっているというふうな状況 でございます。

2番(岩佐哲也君)はい。今まで、人口全体、日本全体から見ても、減少傾向にあるのは間違いないのですが、我が町も大体年間197名、約200名ぐらい年々減ってきているということで、それを前提に見られたという話も聞いている。それに加えまして、今震災によって2,000人以上の人口が流出しているということ、それからアンケートに基づいて、戻りたいという意思、希望、それの数字の30パーセントぐらいを見たということですが、それはそれで結構でございますが、人口増対策あるいは維持対策について真剣に考えておられる実例のまちが幾つかあるんですね。

たまたま私もいろいろそういう観点から調べておりました。国勢調査が始まって以来、 1920年、大正9年から始まって、ずっと人口を一度も減らしたことがないという町が 幾つかあるんです。もちろんここでいう多賀城とか利府とか富谷町ですか、そういったま ちではなくて、ああいう仙台みたいな衛星都市として発展したのではなくて、自助努力に よって発展している町が幾つかあります。その町の一つの例として、人口をずっと保っている。これはどこの町かご存じですか。例えばこういう問題に取り組んでおられる産業経済あたりは、常に担当課の方は特に頭に入れながら、町の発展をどう考えていくかというのを常に仕事に取り組んでおられると思うのですが、これご存じの方がおられたらちょっと参考までに。これどこの町があれかご存じの方。なければ結構です。

これは、後でもう一度あれしますが、これは町の振興、発展にいかに努力しているかという結果がここに出ているという、数字として出ているという、こういう町もあるということで、あくまでもこれは戦略的にこういうまちづくりをするんだと。

ポンイトは、ここに私も3年前に行ってきました。この町に。いろいろお伺いしてきました。そのときに、ポイントは、町がしっかりとした政策を立ててリードしていくと同時に、根本は町の町民にいかに協力してもらうか、これに限ると。町民をいかに動かすかというか協力してもらうか、そこにポイントがあると。それが結果として、こういう人口維持、増加につながっているということをまず申し上げます。これは完全な田舎町です。後でもう一度こういう人口、産業振興の部分で触れますけれども、これは福島県のある町の実例でございます。数字も間違いなく国勢調査の5年ごと、5年ごと一回も人口を減らしたことがない立派な町なんです。これは一つのモデルになるだろうと思います。必ずしもここまでいかなくても、モデルになるだろうということをまず冒頭申し上げておきまして、具体的な方向に入っていきます。

まず、今現在、我が町で悩んでおりますのが、悩ましい問題が人口流出、この震災によって人口流出。一番問題になるのは常磐線、交通インフラの問題だと思うのです。今までなかった、JRがなかったのであればそれなりの手の打ちようもあるのですが、今まであったのがなくなったというのは非常に打撃が大きい。仙台まで1時間で行っていたのが、今は2時間もかかるという、非常に町民の被災された方はもちろんのこと、被災されていない丘の方の人も通勤・通学で困っておられる。これを何としてもいち早く解決していただきたい。

そこで、ルートの問題で二つありますが、まず第1番目、浜吉田から山下までの駅のルートの問題ですね。縷々これは住民説明会や何やでご説明いただいているんですが、あえて本会議で町民に向かって、なぜ今、今度計画に対しては新ルートなのかと。いわゆる現ルートまでの希望も随分あるのも事実でございます。ただ、町全体で見た場合に、町長が判断されたのだろうと思いますが、この本会議の場で町民に向かってもう一度、今度、現ルートでなくて新ルートを山下まで考えておられる、その背景をご説明いただきたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。常磐線の新しいルートの考え方ということでございますが、町といたしましては、このたびの大変な大きな犠牲を出した教訓を踏まえますと、今まで以上に町民の皆様の命を守ると、あるいは財産を守るというそういう思いを、強い形で取り組んでいく必要があるというふうなことを痛感したところでございます。そういう基本的な考え方のもとに、町の復興・再生に取り組む必要があるだろうと。そういうことを考えたときに、今回の大きな被災に加えて、これまでのまちづくり、これも同時に解決できるようなそういうまちづくりをする必要があるだろうというふうに思ったところでございます。

ご案内のように、少子高齢化、人口減少という中で、山元町のこの町の構造といいます か市街地の形成といいますか、これを見ますれば、約64平方キロメートルの中に22の 集落が点在をしているという状況にございます。そしてまた、町の中心となる中心市街地、そういうものも形成されていないということでございます。確かに気候、自然条件に恵まれて、ゆったりとのんびりと暮らせるいい土地柄ではございます。しかし、国全体として人口が減るという中で、私は、行政サービスはもとより、商業サービスなりも含めて、町の皆さんに負担は今までと同じベースであっても、サービスは維持できるようなこういうまちづくりをする必要があるだろうということでございます。

そういうふうな意味で、今回の震災の大きな教訓を踏まえつつ、まちづくりと一体となった場所に新しいルートを設定して、安心・安全を確保しつつ、これからの先を見据えたまちづくり、これをしなくてないと。そういう意味では、今回の大きなピンチをチャンスにしたところのまちづくりに取り組むことによって、国全体としての人口減少傾向にはございますけれども、今、岩佐議員からもご指摘あったように、町民が力を合わせて、町民力といいますか住民力といいますか、これによって山元町の今、そして将来をつくっていきたいと、そんな思いでおるところでございます。

2番(岩佐哲也君)はい。新しいまちづくりをする核としての検討だということでございますが、安全性を重視してということももちろん大事だと思いますが、いわゆる費用、かさ上げ工事やら土地の買収やらいろいろな問題があってのご判断だろうと思いますが、最終的な問題は、いかにして早く足を確保するかということだと思うのです。全線開通が願いではありますけれども、最低でも山下駅から仙台まで。しかも、復旧だけではなくて、復用だったら前のルートを通せばいいということだけですが、それだけではなくて、復興というからには前よりも便利にしてもらわなかったら困る。前に40分ぐらいかかったのを、何としても山下から仙台まで30分以内で快速を飛ばしていただくということも含めてJRとしっかりと交渉していただいて、新山下駅あるいは旧山下駅含めて、今現在、新山下駅をご検討のようですが、そこの環境といいますか、駅、今現在35万人ぐらい利用客があるそうです。調べた結果ですね。坂元駅が15万人。年間ですね。これをいかにしてふやすかという政策も戦略も必要ではないかと。そういう位置づけの町、山下駅というものをぜひ考えていただきたい。

先ほどの回答で私が聞き漏らしたかどうかわかりませんが、27年度までに開通するというお話だったと思うのですが、山下駅、坂元駅もそうですが、問題は土地の買収だろうと思う。土地の買収が終われば、JRは3年で開通させますよというお話だと再三お伺いしたのですが、これは、土地の買収は山下までは1年以内にやっていただいて、同時並行して工事もしていただいて、トータル3年と言わず、1年でも2年でも早目に開通。27年と言わず、25年ぐらいまでは開通していただくという努力をぜひともしていただきたい。

一つあれなのは、人的な問題がいろいろあろうと思いますが、交渉だとかいわゆる測量だとかいろいろな問題があると思いますが、そういった問題もひとつクリアしていただいて、何とか1年でも早めて開通させると。少なくとも新山下駅開通、仙台まで30分以内で通えるような状態にいち早くしていただきたい。これが、人口流出なり住民のサービス向上という意味においては、人間的な部分という観点から見たら非常に大事な問題だと思うので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、1年でも早めて繰り上げることについての町長のご所見をお伺いしたいと思います。

町 長(齋藤俊夫君)はい。常磐線の早期復旧に関してでございますが、町としては用地買収を中心

に、JRに対しての必要な支援をしていかなくてないというふうに考えてございますので、 ご指摘のあったことも含めて、3年と言わずに1年でも早くできるような、そういうふう な姿勢で取り組む必要があるだろうというふうに思っております。

これまで3年というのは、用地買収が終わって工事に着手できれば、今回津波で被災を受けた全区間で3年ぐらいあれば可能だと、建設が可能だというふうにお話を伺っております。それは、手法としては、それぞれの区間を分けて一斉に工事を進めるというふうな形だろうというふうに思うのですが、場合によっては、とにかく亘理駅から町内に一つの駅でもという意味では、新山下駅までいち早く復旧できるというふうなことも考えていくことも大事だろうというふうに思ってございますので、いろいろな形でJRと打ち合わせをしながら、町民の大事な足の確保を少しでも早くできるように精いっぱい努力してまいりたいというふうに考えてございます。

- 議 長(阿部 均君)一問一答方式でございますので、質問・答弁は簡明にお願いいたします。
 - 2番 (岩佐哲也君) はい。JRの早期開通ですね、これは、土地の買収が前提だろうと思うので、これを1年でも早く、あるいは1年以内でやっていただくということを再度希望しまして、このJRの開通の問題の山下から今度新坂元駅間の問題について質問させていただきます。今現在、国道を越え縷々トになっておるようでございますが、これは費用とかスピードから見ると、現在の構想ではなくて、いわゆる赤坂・桜田・戸花山の下といいますか、戸花山はあるいはかかるかもしれませんが、そういうルートを希望の町民も多いと。なぜ国道を越えるのかと。私も個人的には、景観上も余り好ましくはないのではないかというような感じを持っております。これも、それと開通時期から見ると、土地の買収も時間がかかり過ぎるのではないかという懸念もあるんですが、その辺の問題は、期間、費用を含めてどちらがあれなのか、数字とかそういったものがあれば教えていただければと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。私の方から基本的なところを答弁させていただきまして、具体的なところは担当課長の方から補足させていただきたいというふうに思います。

山下駅から坂元駅までの新駅間のルートの関係でございますけれども、確かに国道を2か所またぐ形で丘陵地を予定しているわけでございますが、そういう今の考え方と、ご指摘のあったもう少し安全性に配慮しつつも、できるだけ丘陵地の下を、端的に言うと今の6号線の下というふうな意味合いだというふうに思いますけれども、これを単純に比較すれば、いろいろな手法の関係もございますけれども、地権者のご了解ということも当然前提になりますが、農地を活用することで国道を高い位置で越えるというふうな、そういう工事に伴う期間あるいは事業費、経費ですね、これらについては若干国道の下の方が負担的には少なくなるのかなというふうな気はいたしております。

町としては、これまで先ほど申した新しい駅を核としたまちづくりを考える上で、あるいは駅を周辺とした新しい市街地の形成ですね、安全性を考慮した中で、この辺であればより安全なのかなというふうな思いの中でJRと調整した経緯がございます。ただ、これまでも申し上げてきたとおり、まだ大きな図面の中にこの線を引いているというふうな状況でございますので、これから具体の技術的な協議を進める中では、多少の変更の余地はこれは当然あり得るというふうなことでお話ししてきたところでございますので、そのようなことでのご理解もいただければなというふうに思っているところでございます。担当課長の方から補足させていただきたいと思います。

震災復興推進課長(鈴木光晴君)はい。議員のご質問のありましたJRのルートでございますけれど

も、まず、市街地を形成する新坂元駅、それから新山下駅というようなまちづくりの核となる部分、それからあと先ほど町長のご説明にもありましたが、安全性というような観点で高台移転を進めていくというようなことで、まちづくりを市街地の高台部分に形成するというような観点で、現地のルートを設定させていただいているところでございます。

これからJRの方と協議を進めていく中で、再度JRの方で現地の方に詳細に測量、それから用地買収のためにどういったルートをより詳細に、具体的にそういった支障物件、建物の移転等の戸数が少ない位置ですとか、そういったことを比較していく段階にこれから入っていくというようなことになっております。ですので、その辺これからの作業も含めまして詳細なルートが今後検討されていくというふうになりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

2番(岩佐哲也君)はい。ただいまの説明では、市街地を形成するためにということですが、市街地の形成は駅の位置によって大幅に変わるのであって、線路が通ったからそこに市街地ができるかといったらそういう問題ではないと。ただ、これは、この問題も含めて、ルート問題については請願が出ていますので、そういったことも含めて別な委員会でさらに突っ込んだ話になろうかと思うので。ただ、今、町長あるいは課長からのご説明ですと、JRとの交渉の中で多少の変更の余地はあるというお話でしたので、それはそれで総合的に見て町のためにどれが一番いいのか、そして早く開通するためにはどういう方法があるのかご検討いただくということで、次に質問に移らせていただきます。

2番目、公営住宅建設についてですが、その前に、当然、新しく家を建てようということでの新市街地をどこに設けるのかという問題もありますが、それを早くしていただくということをお願いすると同時に、実際、諸般の事情により自分で土地を購入して家を建てるというのは思うようにいかないという方も、結構高齢者の方も含めておられるのも事実でございます。そういった方々が心配しているのは、2年後、3年後、仮に仮設に入る期間が延びても、その先どうするのかということが非常に先が見えないと言っておられる。そういった方々の声を大事にするといいますか、町民を大事にするという意味も含めて公営住宅を大至急建設してほしいと思うのですが、先ほどの話ですと70戸が25年ですか、500戸を建設しようという中で70戸がということで、これは少なくとも一で一一前倒しして一一大至急つくっていただきたいなと思いますが、それを早める方策についてご努力いただけるのかどうか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。災害公営住宅の早期建設ということでございますが、先ほどちょっと触れさせていただきましたように、新しい山下駅、新しい坂元駅周辺での市街地形成というふうなことを念頭に置きますと、宅地造成というふうなことが前提となりますので、先ほどご説明させていただいたように、そういう大きな工事にできるだけ支障のない形で、まずは取り組めるところから一部先行して、今年度から70戸程度というふうに申し上げたところでございます。

一日も早く想定される500戸程度の必要な戸数ですね、これがカバーできるような宅地造成をスピードを上げてやる必要がございますので、これからなるたけ早い機会にこの議会にお願いしております復興基本構想、これのご承認をいただく中で、本格的な市街地の形成に向けた宅地造成等に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

2番(岩佐哲也君)はい。スピードを上げて入居できるようにしていただくということを前提とし

まして、さらに入居の条件やら費用やら含めて、極力住民の困っておられる方の住民の立場を十分考慮していただいて、費用その他入居の優先順位もあろうと思うし、ご希望もあるうと思うし、いろいろな諸般の事情がそれぞれあると思うので、その辺は住民の意向をよく、被災された方の意向をよく聞いて、反映させていただくということをお願いしまして次の質問に入らせていただきます。

3番目、災害危険区域を見直す考えはということでございますが、そもそも我が町の条例を建築基準法の39条で定められている。これは、いち早く定めたというのはそれなりの評価もあろうと思いますが、逆に39条には大きな問題を含んでいると思いますね。

一つは何かというと、危険区域の指定です。それと期間の問題です。この二つが非常に・・・。これは、割合大ぶろしきなんです。条例そのものが。84条ですと、市街化区域に限るという限定がある。なお、期間は1年。延長しても2年。さらに今回の震災で特例法として6年間延長できますよと。通算でも8年間の特例。発災後ですね。84条ですと。そうすると8か月で、3月11日に発災していましたら、11月10日で期限が切れるという、この期限があるというのが84条です。ところが、39条においては期限もない、範囲の指定もない。あるとすれば被災された地域、被災を受けた地域という大ざっぱな、大ぶろしきの指定しかない。ですから、その運用次第によっては、生きるも死ぬもといいますか、極端なことを言うと非常に危険性、よければいい方向だし、悪くすると危険性が絡むと。そこで、この危険区域を我が町では設定されましたけれども、先ほど町長からご説明ありました。6条規定を入れたということでは、私は大変よかったのではないかと。我が町の議会もよくやったなと。私は、その当時議会ではございませんでしたが、そういう評価をしております。

ところで、その6条を有効に使っていただく必要があるのでないかというのは、あくまでも今回の危険区域の設定は、シミュレーションを参考にしたとはいいながら、防災多重 防御施設が完全に整っていないので、整った整わない今の今回の震災をベースに線引きを しますというようなことを、何か説明会でもあるいは書類でも残っております。

多重防災工事をした後のシミュレーションということもありますが、それプラスもっと きめ細かに、5パターンではなくて、もっと縦にも横にも、あるいは被災した水をどう逃 すかというそういう防災工事も含めた、導入も含めたもとでシミュレーションをしてやる べきではないかなという思いを強くしております。

従来、防災が、松林が低い位置しかなかった。今度は6メートルから10メートルぐらい、7メートルから10メートルぐらいで、250メートルぐらいの幅でやりますよとなれば、当然同じ津波が来ても水の量、浸入する水の量は当然違ってくるだろうと。ということは、浸水深が変わってくるだろうと。これは我々素人でもよくわかる。そういったことが当然条件これから変わってくるので、そういったものをもうちょっときめ細やかに今度やっていきますよという、それが6条だと思うのです。それは、今度運用次第。町長がどう運用されるか、また、議会我々も町民の要望なり我々議会もどんどん要望していきます。そうということを含めて、震災危険区域を見直すということに対する町長の姿勢といいますか考え方をお伺いしたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。災害危険区域の設定の関係でございますが、今お話しいただきましたように、町としては今回大きい犠牲者が多数出たと。また、大変な家屋の流出があったというふうなことでございます。そしてまた、いち早く国土交通省を中心に仮堤防の復旧とい

うふうなことに取り組んでいただきまして、9月末までには一定の仮堤防が復旧したわけでございますけれども、これから本格的な防潮堤の整備が進みまして、この整備期間がおおむね5年程度というふうな見通しになっておるわけでございます。そしてまた、防潮堤を中心とした防災緑地、あるいは県道の盛り上げによるいわゆる多重防御ですね、これによって少しでも安全・安心なまちづくりを進めたいというふうなことでございますけれども、少なくてもこの5年程度の期間というのは、沿岸部の大きな痛手を負った方々を中心として、そこの中での安心・安全を守らなくてならないと。これは、我々行政に課せられた大きな使命だろうというふうに考えているところでございます。

ただ、一方で、それぞれの町民の皆様が、これまで先祖から受け継いできた、そしてまたいろいろな思い出の深い、思いの積もったもとの場所でというふうな、そういうふうな思いにも大きく耳を傾けなくてはならないという部分があるわけでございます。そういうふうな思いを大切にしながらも、いざというときに大事な命を守れるような、あるいは速やかに避難ができるような、そういう備えをすることが肝要だろうというふうなことでの危険区域の設定をさせていただいたところでございます。

もちろんご案内のとおり、すべての建築、すべての生活をここで制限するという内容ではございません。あくまでも住宅、寝泊まりをされる、生活をされるそこの部分だけは、第1種危険区域内ではご遠慮いただくということでございます。事務所であれ店舗であれ、あるいは農地の利活用、これは今までどおりでございます。そういうようなことも、ぜひこの場で再確認をさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、面積的に、この対象になっている面積、確かに町全体の約30パーセントという ふうなことになっております。もちろん農地も含んだ形で、第1種、第2種、第3種を含んだ全体の割合でございますが、これは決して多いということは、この場合これからのま ちづくりを考えると決していい状況ではございませんので、ご指摘いただいたようなこれ からのまちづくり、災害に強いまちづくりを進める中で、その区域のありようというのを 要所要所で見直しをしていくと。

それから、今、多重防御、どちらかというと海に対して並行に防潮堤があって、防災緑地があって県道のかさ上げがあってという、いわゆる東西の方向での備えをということでございますが、これから進めていく避難路、東西の避難路ですね、こういう部分についても多重防御の考え方を取り入れる中で、縦と横の津波の浸水を少しでも防げるような、そういうふうなまちづくりも必要となってきますので、それらにつきましては具体の道路整備の中で取り組んでいく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

2番(岩佐哲也君)はい。ただいまの町長のご答弁は、5年後には多重防御が完成すると。目標であると。したがって、その時点では大幅に見直すと。ただし、その間に東西防御工事、防潮堤工事その他も含めてやっていくので、随所随所では必要に応じて見直していくという回答というふうに理解しまして、同じ危険区域でも次の問題に移らせていただきます。2点ほど。

危険区域設定によって、住宅地、今まで住んでおられた土地に住めなくなると。土地を 買い取りするということになっておりますが、問題は買い取り価格でございます。国の基 準、見通しに従いますと、かなりの評価損に、評価下落になるということですが、国は国 として、町としてそれらを救済する、あくまでも3月10日以前の価格に近づける価格で 買い取りをするというお考えは……、全く同じと言わずとも、できるだけ近づけると、努 力をするという予算取りといいますか、そういうお考えがないかどうかお伺いしたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。集団移転における被災土地の買い取りの取り扱いということでございますが、被災された方々、家もない、生活の根拠にしておった今までの宅地も使えなくなるというふうな、大きなハンディを背負っての生活再建ということでございますので、町としてもできるだけの支援をしなくてないという思いは強いものがあるわけでございますけれども、いかんせんこの集団移転の対象戸数全体が、先ほど申しましたようにおおむね1,400戸ぐらいあるということで、これは来月からの各世帯ごとの意向調査をする中で進めていくわけでございますけれども、この防災集団移転、そしてそこの中での土地の買い取りという部分はすべて国の制度、支援の中でカバーしなくてないというふうなことでございまして、私どものみならず、今回大きな津波で被災を受けた自治体を中心として、早く被災土地の買い取りのガイドライン、これを示してほしいというふうなことをお願いしているわけでございますけれども、残念ながらまだお示ししていただけない状況でございます。

今週の月曜日も、国の現地対策本部、町主催の関係自治体との意見交換会がありました。 そこの中でも、私は一番に手を挙げてこの問題をお願いしてきたところでございますし、 各自治体もこぞって同じような要望をその場でしてきたところでございます。いずれにし ても、どういうふうな移転が可能なのか、生活再建が可能なのか、これは目安になる土地 がどういうふうな形で決まっていくのか、これは最大のポイントだろうというふうに思い ますので、早く国の方から情報を確認する中で、生活設計をスムーズに立てていただける ように、引き続き努力をしてまいりたいというふうに思います。

- 2番(岩佐哲也君)はい。予算が確定していないということで非常に難しい、あるいは今すぐどの程度の金額になるかもわからない時点で大変だろうと思いますが、町長のお考えだけを再度お伺いしますが、きのう、おとといですか、行動計画の中で、資料をちょうだいした中で見ていましたらば、メモリアルとしてある建物を残すと。メモリアルとして残すというのは結構ですが、今箱物を大きく残す、それがいいのかどうか。予算を見ましたら10億円と出ていたんですね。
 - 10億円をかけて残して、これからずっと維持管理、人も建物修繕も長年管理していかなければならない。そうしたら、今そこにかけるのがいいのか。私は、あそこに1億円かけるのであれば、金額はわかりませんが、1億円にして9億円でもこちらの被災された人の方に持ってきて、人を大事にして、人をカバーする。土地を買い上げる補てんの方に持っていくというぐらいの考え方があっていいんでないかと。ぜひそうしていただきたいなと。そういう思いを町長に持っていただいたらいいんでないかということを申し上げたいのですが、そういうお考えがあるのかどうか、もう一度最後お聞きします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。事業費のメリハリのついたといいますか、被災された方々に重点を置いた予算の執行、配分ということだろうというふうに思いますが、基本的には岩佐委員ご指摘のとおりでございまして、私としても、町としてもそういうような方向性で取り組んでいるところでございます。

ただ、どうしても今回、国の方で考えていただいた復旧・復興に向けた五つの省庁にまたがる基本となる40事業ですね。そしてまた、町としてその40事業と関連して相当の効果が見込める効果促進事業と、こういうものを組み合わせて復旧・復興に取り組むとい

う中では、生活の再建支援あるいは公共土木等の災害復旧・復興、これに使える部分と、 この大きな被災の教訓をメモリアルとして残していくというその辺の事業区分ですね、こ の辺の関係もあるわけでございます。

ですから、あくまでも生活再建なり公共施設の復旧・復興ということを最優先としつつも、この教訓を後世に伝えると、生かすと。そしてまた単に残すだけではなくて、今回の大変な教訓を内外の方々にも知ってもらうと、そういうふうな役割もございますし、あるいは我が町に来ていただけるそういう場所にもしていきたいというふうな思いでございます。ですから、――この構想の中で考えていますのは、単に施設を残すのではなくて、周辺との一体的な公園的な整備をする中で、交流人口の確保にも資する、あるいは災害の教訓、あるいは防災教育にも資するような……

- 議 長(阿部 均君)答弁は簡明にお願いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) そのような形での考え方でメモリアル公園について取り組みたいなというふう に思っているところでございます。
 - 2番(岩佐哲也君)はい。こういう情勢ですから箱物は極力あれして、まず人を十分に、現在住んでいる、あるいは被災された方々を十分援助、それがまず第一で、あとは今後の、それはだめとは申し上げませんが、極力そういうふうな方に配分をしていただくということをお願いしまして、次に移ります。

危険区域の問題でもう一つございます。危険区域3種、2種指定されたところに、どうしても住みたいと言われる方が建築基準の許可を得ようとすると、下から1.5メートルとか2メートルかさ上げしなければならないという条件がございます。これは、建てようとすると、そうでなくてもいろいろ費用が大変なときに、かさ上げ費用が当然かさんでまいります。これのかさ上げして建てる場合の援助、補助というものをぜひ考えていただきたいと思いますが、そういうお考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。これは、何件の方がそうなるかわかりませんので、何とも金額が幾らになるかということはわからないと思いますが、そういう考え方をお持ちかどうかと。ぜひそういう配慮をしていただきたいなと思うので、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

- 町 長(齋藤俊夫君)はい。人口確保すると、流出を防止するというふうな観点も必要でございます。 いわゆる町内での定住、これにも意を用いる必要がございますので、そういうふうな方向 でやる、支援をするというような方向でこれは取り組む必要があるというふうに考えてご ざいます。
 - 2番 (岩佐哲也君) はい。それでは、大きな2番の産業振興と交流人口拡大についてお伺いします。 それでは、この計画を見てみますと、我々は井の中の蛙、いわゆる町内だけで考えている きらいが多いのではないかなという懸念を多少持ちました。もうちょっと戦略的に、今後 のまちづくりをどうするかということを考える必要がある。たまたま第2回の震災復興有 識者会議で、岩手大学の先生がおっしゃっていました。ポイントとして挙げましたね。山 元町は恵まれているんでないかと。岩手県の三陸の町から見たら恵まれていると。なぜか というと、背景に仙台圏120万の人口を抱えているんだと。そことのかかわりを考えな いまちづくりは、なかなかよそではできない、山元町特有のメリットであると。そこを考えるべきだという意味の話をされた。幾ら原石があっても、それに気がついて磨かなければいいあれにはならないと。山元町はいっぱいいいところがあると思うのです。そういった観点から、120万人の人たちとのかかわりをどう持っていくか。

それで、山元町、亘理も含めてでしょうが、東北の湘南と言われている。せっかくこういういいあれがあるですから、これを最大生かさない手はない。なぜ湘南と言われるかというと、本家本元の湘南は海水浴場とか東京の保養地としての位置づけ。であれば、仙台120万都市の山元町は保養の地であると。海あり山ありおいしいものありと。そういうことを生かさないまちづくりというのはもったいないのではないかなという感じはしますが、その辺の町長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。ご指摘いただいたように、山元町すばらしい地域資源が数々ございます ので、これを最大限に生かし、そしてまた母都市でもございます仙台市を中心とした仙台 圏との結びつき、これを大事にしたまちづくりをすることが大事であろうというふうに考 えてございます。
 - 2番(岩佐哲也君)はい。それでは、具体的に一つ、これはご提案だけ申し上げておきますが、海、山、自然環境を整備した保養の町。当然、町の防災緑地を公園化しようということで大賛成でございますし、その辺をひとつよろしくお願いしたい。そういう意味では、町は、120万都市から見た一つは保養の都市、それから、もう一つはおいしい食材の町。産業振興ということで、我が町は農業立国ですから、もちろん企業誘致をしないわけではありません。これはこれで重要な問題だと思いますが、企業誘致は他人資本、人のお金を用意して来てください、来てくださいという――とかの下請でも、その工場がお金を出して来てもらうというのが前提です。

ところが、この農業に関しては、山元町にある土地、山元町で培った農業技術、あるいは山元町に固有の自然環境を生かしたまちづくり、いわゆる自己資本、自分たちの資本でできる部分、これはカメのごとく歩みは少ないかもしれませんけれども、進まないかもしれませんが、10年後20年後には必ずこれは芽を出すと。そういう部分に力を入れるべきではないかということで、地場産品も含めたブランド品の開発、これは今後に入っています。ですから、それを町民とともにやるような仕組みをぜひ早く立ち上げて、プロジェクトでも何でもいいです。そういうシステムを早く立ち上げて、これは復興しなくたってできる問題でもあるし、土地の問題ありますが、大至急進めるという方策をぜひとっていただきたい。

それと、もう一ついい点は、宮城病院があるということです。これを核とした、計画にも入っておりますが、核とした健康・福祉・介護、そういったまちづくりをするというには絶好の環境が整っているわけですから、これは空気もいいということで、昔は宮城病院が避病院いいますか肺結核の収容所だった。それだけ気候もいいという。それが脈々として今引き継がれてきているわけですから、これを生かさない手はないのではないかと。山元町にとっては宝物です。それをそのままにしておくのではなくて、その周辺を固めることによって、いわゆる介護だとか……、今介護は、全国で待機老人が42万1,000人いると。宮城県でも1万67人いる。山元町でも260何人と言われていますが、もっといるかもしれません。みやま荘さんでも尋ねてみましたら、現在140人ほどもおられると、アルカディアさんとダブっていますでしょうから、140が4か所あるからって4倍にはなりませんが、300人ぐらい待機老人……、老人ホームに入りたいけれども入れないという人がおられるという環境でございます。

医療と福祉と介護を組み合わせたまちづくりは、一つの大きなセールスポイントになる。 そういったものを整備すれば、当然雇用の場を設ける――。あるいはそこに来るという ことで、東京あるいは北関東からもこちらに来るという方も、あるいは町出身でゆかりのある方が戻ってくるという可能性もある。そういったものも含めて、住民人口増加、あるいは維持のための方策の一つとしても、ぜひそういう仙台に、あるいは県外に町外に情報を発信するような、まちづくりの核としてのPRもひとつ必要ではないかと。そういうまちづくりもひとつしていただきたいということで、次の方の問題に入ってまいります。戦略的なまちづくりということで、これは、先ほどちょっと人口の問題を……、平成何年か、3,970人、大正9年。今は1万2,740人、一回もこのとおり人口が減ったことがないという、これは努力によってこういうふうになっている。実際これは福島県の鏡石町のことです。町の政策で、広さは31.25平方キロメートル、ちょうど山元町の半分、いわゆる砂浜と阿武隈高地を除いたらちょうど同じような環境だと思っていただければいい。

目標は、農業所得県内一を目指そうとぼんと打ち上げて、町民とともにやったと。現在 どうなっているかというと、平成17年ですが226万9,000円、1戸当たりの所得。 農業所得。福島県の平均は97万6,000円ですから、福島県の全市町村の倍の農家当たりの所得です。我が町では幾らか、これをお尋ねします。私の調べたのでは、134万5,000円が我が町。ですから、我が町から見ても、1件当たりの農業所得は100万ほど多いと。約倍近いと。80パーセント。その最大のそういうふうな環境をつくったのは、農業所得県内一を目指そうではないかと、町民とともに目標を設定して努力したということです。

その手法としては、複合農業をしようと。たまたま調べてみましたら、米……、我が町と似ているんですね。米、リンゴ、イチゴ、牛乳というのが特産品なんです。たまたまキュウリというは、岩瀬キュウリというブランド品があります。キュウリが違うだけで、これは野菜ですから同じようなものですね。いわゆる町挙げてこういうものと取り組んで、結果としてこういう人口維持につながっていると。もちろん多賀城や衛星都市ではありません。これは須賀川の隣、南にある。白河と須賀川の間ぐらいの小さな町です。人口1万2,000人ぐらいの小さな、我が町とほぼ同じような面積も。こういう努力をしてやっているところがある。

青森に奥入瀬町というところがあります。この辺も人口が一度も減ったことがない。

- 議 長(阿部 均君)質問は簡明にお願いします。
 - 2番(岩佐哲也君)はい。ということで、我が町もぜひこういった部分を活用して、産業振興、ブランド品開発にぜひとも力を入れてやると。町民が参加できるようなシステムをつくって、ぜひやっていただきたいと思いますが、町長のご所見をお願いしたいと思います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。町の活性化、活力を生み出すというふうなことでは、今ご指摘いただいたように、産業面あるいは保健福祉いろいろな場面で、この取り組み、仕掛け、あるいはきちんとした目標設定をしてと。それに向けて町民が力を合わせてその実現に取り組むと、そういうことをご指摘いただいたわけでございますが、私としても今までそういうふうな姿勢でやってきたつもりでございますけれども、今お話をちょうだいして、さらにそういう考え方を進める中で、産業振興なり地域の振興に取り組んでいきたいというふうに思います。
 - 2番(岩佐哲也君)はい。つくるものがそういうことでできたとしますと、今度は販売でございます。そこで、町の開発ということで、新坂元駅、これを拠点としたイベント交流、交流人

口の拡大の拠点としてはどうかなと。といいますのは、道の駅も検討されているようですが、先ほど「いちごの郷」の区画ですが、「いちごの郷」はこちら、坂元駅はこちら、緑の緑地公園はこちらというふうに、それをもっと有機的に、

- 町長が言うとおりコンパクトにまとめた方が効果が上がる。投資効果が上がるのではないかと。そういう意味では、JRの新坂元駅と国道が幸いして接していますから、あそこに道の駅を持ってきて、スマートインターを今要望しているようですから、できればそこから直結すぐ道の駅に行くと。交流イベントで、あそこにバスで来る、車で来る、電車で来る、そういう人たちを海に送迎する。ハイキングコース、山に送迎する、あるいは役場に送迎するというような、そういうようなまちづくりといいますか駅づくり、まちづくりの拠点として、道の駅と発想を転換して、今までは道の駅というのは道路に、別なところにつくる。今回は、道の駅とJRの駅と全部合体して投資効果を上げるということも一つの方策かなと思いますが、そういったお考えはあるのかどうか、ご所見をお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。道の駅構想につきましては、土地利用の中にもプロットさせていただいています。いわゆる位置づけをさせていただいておりますけれども、これは今のところに決まったということではなくて、大筋の方向性としてお示しをさせていただいているものでございますので、具体の事業実施に向けて町としても知恵を絞る、そしてまた皆様方からもいろいろご提案いただく中で、少しでもいい形で道の駅的な産直施設を整備していければなというふうに思っておりますので、これからの具体の場面でまたいろいろ協議させていただきたいというふうに思います。
 - 2番(岩佐哲也君)はい。今現在、町外から町へ年間訪れる方が約4万1,000人ぐらいという ふうに認識しておりますが、戦略的にこれを10万人、20万人にどうするかという観点 から、ぜひとも道の駅を新坂元駅と合体して、そこに場合によっては公設市場を設けて、 住民のための野菜、果物、肉、何でも購入できるようなそういう場所にするとか、あるいはイベントをできるような広場に十分土地を確保していただくと。同時に、あそこに行けば住民票でも印鑑証明でも何でも取れると。あわせて、朝6時からあそこに子供を預けて 仙台に仕事に行って、夜10時に残業して帰ってきても子供を預けられるという保育所の 設備なんかもそこの一画に設けるとか、いろいろな意味の住民サービス及び町外からの住民にもサービスする、向上を図るという意味で、道の駅と坂元駅を合体と、考えるということもひとつお願いいたしたいと思います。

そういったこともろもろの対策を講じていただきまして、我が町の人口維持、あるいは 交流人口を増加するという前提のもとに、我が町の活性化をひとつ町長指揮のもとに強力 に推し進めていただくということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長(阿部 均君)終わり。答弁はいいんですか。(「よろしいです」の声あり) 岩佐哲也君の質問を終わります。

議 長 (阿部 均君) ここで、暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。 午前11時21分 休 憩

午前11時30分 再 開

議 長(阿部 均君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君) 13番後藤正幸君の質問を許します。後藤正幸君、登壇願います。

13番(後藤正幸君)はい、13番。それでは、ただいまから第4回山元町議会定例会において、山 元町震災復興計画から、次の3点について町民の諸課題について一般質問いたします。

大綱の第1ですが、土地利用計画でありますが、復興の将来像を実現するため最も基本的な計画として、町の骨格となる構想を明確に位置づけるとともに、方針で定めた四つのゾーンに分け、住まい、防災、産業、交通など各分野において、今後の復興に向けて重点的に取り組むべき課題を具体的に示しております。

新山下駅、新坂元駅、医療・福祉の地区と新駅を核としたコンパクトシティというか、コンパクトな居住ゾーンを、すなわち点を中心とした市街地形成を重点に計画しており、1点のみを見るとすばらしい計画と思います。この計画を町税、税収ですね、町税面や町の活性化の面から見た場合、震災前まで復旧した計画とは思えません。震災前の計画より劣っていると私は思います。そこで、この点と点をつなぐ産業道をつくり、新たな名取市のような商店街やスーパーを誘致し、農商工連携による活力ある商工業振興により、町内の雇用や町内で買い物のできる環境整備を行う考えはないかどうかを、この大綱第1点目でお伺いいたします。

続いて、大綱第2でありますが、復興まちづくり計画図の牛橋公園についてお伺いします。

次の点について伺いますが、第1点目は、費用は全額、国、県の補助金なのかどうかということであります。

第2点目は、新年度からこの復旧に着手できるかどうかということであります。

第3点目は、これの復旧を年次ごとにできたところから使用開始していくんだとは思いますが、使用開始する時期ですね、これの見通し等をわかれば教えていただきたいということであります。

大綱の第3は、保健福祉についてであります。

本町は、震災前から人口の減少や少子高齢化等が進み、今回の震災によりさらに顕著なものとなりました。復興計画書によりますと、65歳以上の人口構成比は、平成23年は30.3パーセント、10年後の平成32年は41.3パーセント、20年後の平成42年は45.5パーセントとなっており、高齢者の多い町となります。

復興計画では、仮設住宅等への対応がほとんどで、5年後、10年後、震災前以上の計画は見受けられません。町民の声を聞きますと、介護老人福祉施設や通いを中心とする訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴など、介護や支援の施設を充実してほしいという声が多く聞かれます。住みなれた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスを行動計画時に環境を整備する考えはないかを伺います。以上です。

議 長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。後藤正幸議員のご質問にお答え申し上げます。

大綱第1、山元町震災復興計画に係る土地利用計画についてですが、基本構想では、JR常磐線と国道6号を軸とした市街地の形成を掲げ、新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区、医療・福祉地区の3か所を中心に居住地を形成し、コンパクトなまちづくりを目指すこととしております。しかし、単に新たな市街地を整備するだけでなく、議員ご指摘のとおり、これからの新市街地と既存集落が有機的に連携してこそ、町全体の発展が図られる

ものと考えております。

交通体系については、まず新しい市街地と国道6号を結ぶ道路、及び沿岸部から東西に 走る避難路の整備を優先して取り組むことにしております。あわせて、駅を中心とした町 民バスの運行の強化によりまして、駅と既存集落との連携を図り、町全体が新市街地の利 便性を享受できるように図ってまいりたいと考えております。

商店あるいはスーパー等の誘致については、周辺に一定の住宅地の集積があることなどが立地の条件になると考えております。したがいまして、新市街地の整備に当たっては、住宅の集積と立地条件のいい商業スペースを確保するとともに、町の奨励金制度の活用など優遇制度の拡充によりまして、新駅前を中心とした商店等の立地を促してまいりたいと思います。

また、農水産物の直売所を整備し、新しい商店街と連携しながら、農水産業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新たな商品開発、あるいは販売の強化などによるいわゆる六次産業化を推進し、地産地消による地場産業の振興を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、大綱第2、復興まちづくり計画についてですが、今回の復興まちづくり計画では、第1線堤となる防潮堤の背後に、津波に対しての減勢効果を見込むとともに、交流拠点機能をあわせ持った防災緑地ゾーンを計画しております。この防災緑地ゾーン及び周辺には、交流拠点としての牛橋公園、あるいはパークゴルフ場やサイクリングロード等の整備など、町内外から多くの利用者が見込める施設整備を計画しております。

ご質問のあった牛橋公園につきましては、震災により甚大な被害を受けましたが、まず初めに、現有施設である野球場や多目的広場等は災害復旧事業による整備を実施することといたしますが、町でも盛んな、町内でも盛んなソフトボールあるいは少年野球のできる施設を配置し、単なる災害復旧にとどまらず、各種大会やイベント等の開催可能な総合的な公園整備を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

牛橋公園の災害復旧については、年内に災害査定が終了する見込みでございます。そうした中で、野球場、多目的広場、ゲートボール場、管理棟、トイレ等の復旧につきましては平成24年度当初に着手をし、平成26年度には使用可能となる見込みでございます。また、その事業費につきましては、補助金及び特別交付税で対応可能であり、町の持ち出しはないものと考えております。

次に、大綱第3、保健福祉についてですが、震災復興計画基本構想では、山元町の核となる市街地を新山下、坂元駅周辺に形成することに加え、医療・福祉地区として宮城病院 周辺に新たな市街地地域を形成すべく計画をいたしております。

この医療・福祉地区につきましては、宮城病院を核に福祉関連施設の集積を図りながら、超高齢化社会を強力に支えるサービスの拠点として位置づけ、高齢者が日常生活圏の中で、保健、医療、介護サービスが一体的かつ継続的に受けることのできよう、介護基盤復興まちづくり整備事業の中で、必要な施設やサービスつき高齢者賃貸住宅等の整備促進を図るとともに、関係者が連携、協力をして、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組みであります「地域包括ケアシステム」体制の構築に取り組んでまいりたいと思います。これらの体制が整いますれば、高齢者にとりましても、これまでにない魅力的な町になるものと考えております。

さらに、介護老人福祉施設整備につきましても、震災により開設が見送られました地域

密着型介護老人福祉施設の可能性も含め、関係機関との調整の上、検討しているところで ございます。

また、在宅の要介護者に対する食事、入浴などの介護や支援を行う小規模多機能型居宅 介護サービスを検討いたしている法人もございますことから、現在、町が策定を進めてお ります第5期介護保険事業計画の中で検討をいたしてまいります。

高齢者対策は、本町の課題の一つでもありますことから、介護基盤の整備を図りますとともに、幾つになっても安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指し、これまで以上に予防に重点を置いた健康づくりの充実を図ることで、生涯を通じて健康で健やかに暮らせる地域社会づくりを進めてまいりたいと考えてございます。私からは以上でございます。

13番(後藤正幸君)はい。町長、ここからは一問一答で質問しますので、私もなるべく短く質問しますので、答えも簡便にお願いします。わかりやすく答えてください。

質問は、逆に3番目、大綱の3番の方から質問させていただきます。

この保健福祉についてでありますが、今の答えでおおむね私が考えている方向に進んでいるということで概略オーケーであります。ですが、この施設、両施設、具体的に説明いただいたんですが、これらは国、県の補助金でほとんどできる。町での持ち越しとかというのはありません。指定や監督のみで済むことで、そして利用者も個人負担が1割ということで、町内の人が最優先に入れる施設でありますので、ぜひともそれを進めてほしいのですが、もう一度その辺お願いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。保健福祉の関係のお尋ねでございますが、町の高齢化の進展も踏まえた 必要な施設整備は多々ございますので、それを待っている方がおられますので、待ち時間 を少しでも短縮できるような、そういうふうな方向でこの施設整備に取り組む皆さんの支 援をしていきたいと。そういう中で、先ほど申した地域包括ケアシステムの体制の構築に 取り組んでまいりたいというふうに考えております。
- 13番(後藤正幸君)はい。わかりました。それで、この部門が充実すれば、国保税がかなり安くなります。これが充実すればするほど、国民健康保険税が安くなるということにつながりますので、ぜひ前倒しというか、第5次計画で必ずや実現するようにお願いします。もう一度決意をお願いします。第5次でそれをうたい込むということで。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。現在、第 5 次介護保険事業計画のまさに最中でございますので、そうい う中で、私が意図している保健福祉の体制整備、これにつながるようなぜひ計画になるよ うに努力してまいりたいというふうに思います。
- 13番(後藤正幸君)はい、ありがとうございました。続いて、大綱第2に移りたいと思います。 この第2も、総体的にはよく説明を受けましたのでわかりました。具体的に、これは復 旧計画ですので、前の例えば野球場について申し上げますと、あれを変にいじるというこ とは不可能なのかどうか、1点だけお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。牛橋公園の災害復旧の対応でございますけれども、基本的に現況復旧というふうなことでの査定、あるいはそれの具現化に向けての対応というふうなことで、現 在の配置のままでというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。
- 13番(後藤正幸君)はい。わかりました。それで、この施設を管理する立場になります教育委員会とも連携をとって、町民に喜ばれる施設を一日も早く建築できますようにお願いし、決意を述べてください。お願いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。牛橋公園につきましては、まちづくり計画図に記載しているとおり、現

在の復旧をまずは急ぎたいということでございますけれども、この機会により多くの利用が期待できる野球なりソフトボールなり、そういう方々が場所に困らないような、あるいは大きな大会なりイベントが開催できるような、そういう新しい機能も付加した形で再構築していきたいというふうに思っております。とりあえずは、災害で大きな被害を受けた現在の施設をまず復旧すると。その後で、多少時間がかかるかもしれませんけれども、先ほど言ったような形、そしてまたそれが内外との交流拠点の一翼を担えるようなそういう施設整備に取り組んでまいりたいというふうに思います。

13番(後藤正幸君)はい。わかりました。続いて、大綱の第1の方に移りたいと思います。

大綱の第1でお伺いしたいのは、現在、山元町で買い物をなさっている町民、これは私が調べたデータ、商工会等からいただいてきたデータを組み合わせますと、町内で買い物している人が約2割、あと町外で買い物なさっている人が8割もおります。その町外というので多いところは角田、相馬、亘理、名取、仙台等の順であります。それらを見ますと、1件当たりの買い物する金額等々にもよりますが、これらは要するに町内で、最初に質問したいのは、町内で買い物なさっている方が2割ぐらいで、ほとんど8割ぐらいの人が町外で買い物しているということは好ましいことなのかどうかを町長に伺います。

- 町 長(齋藤俊夫君)はい。基本的に買い物も含めて生活に密着したところ、商業を初めとするサービスというのは、生活の拠点といいますか生活している場所で、より受けられる体制が望ましいだろうというふうに思います。そしてまた、物によっては仙台に行くとか東京に行くとか、そういうふうな形の機能分担といいますか、そういうふうな仕組みが望ましいのかなというふうに考えております。
- 13番(後藤正幸君)はい。と申しますと、やはり町内で買い物をした方がいいということになります。先ほどの説明を聞いておりましても、商業スペースを十分確保するかのように説明を受けましたので安堵はしているものの、全体から見ると、例えば先ほども第1回目の質問でも申し上げましたが、名取のイオンの近くなんか、新しい山元町ぐらいのまちをつくってしまったのです。産業道路を1本つくることによって。

そういったことで、産業道路と私は具体的に言いましたが、その道路だけでなくても結構です。このスペースを十分に確保して、今被災された方々がこの復興計画から見ますと、被災家屋が2,500世帯以上被災していて、そして今度の復興計画を見ますと、災害公営住宅に移り住むだろうと思われる人が500戸、防災集団移転で自分の家をおのおの持つという人が450戸、約1,000戸足らずの人が、2,500世帯がなくなって、1,000戸ぐらいの人しか家を建てないということになりますと、この中でも公営住宅というのは固定資産税が入ってこない立場になりますので、この1,500戸、この差額だけでも1,500あるんですが、そういうことからいいますと、山元町の町税というのは、固定資産税、それから宅地等々を含めますと、先ほども質問したように、1回目の話だけでも、家の数、それから住宅の面積から見ても、復旧前、災害前の町税12億台、ことしの町税が7億台になるんでないかと思っております。それで、この復興計画を見ると、被災前の町税のレベルまで全然計画がないというように私は判断しているんですが、どうでしょうか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。町税の出入りの関係まではまだ精査できる段階ではございませんが、今 後藤議員からご指摘のように、災害公営住宅あるいは自分で建てられる方との関係により ましては、固定資産税に少なからず影響を与える部分があるのも確かだろうというふうに 思います。

ただ、前の特別委員会でも若干触れさせていただいたんですが、今回移転せざるを得ない対象世帯、これは町で用意する箇所にご希望される方、あるいはみずから町内で土地を求めてというふうな部分もございますので、その辺の兼ね合いが来月から始まる世帯ごとの意向調査でどういうふうな関係になるのか、その辺を見極めながら町税の確保というふうなことも一面考慮に入れたまちづくりをしていく必要があるのかなというふうに思っております。

- 13番(後藤正幸君)はい。まだ町税面まで検討しなかったという復興計画でありますが、私の言いたいのは、この復興計画が今後10年後、20年後までを踏まえてというか、少なからず10年間ぐらいを見た場合、まちづくりを基本として置きかえてもいいというように町長さんがおっしゃっております。そういう計画からいえば、被災前の山元町より貧しい町につくるという計画ですね。これをもう一度。質問の趣旨からいいますと、町税のもっと上がる、税金を高くしてくれというのではありませんよ。要するに、商業ゾーンとかスーパー等をいっぱい誘致して、税金の入ってくるまちづくりを考えてほしいということなんですが、どうでしょうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどのお尋ねの中で、災害公営住宅というふうな部分での固定資産税の出入りというふうな話に、話が少し狭まってしまって恐縮でございます。後藤議員おっしゃるとおり、全体のまちづくりの中では、さまざまな施策を講ずる中で、一方では固定資産、災害公営住宅は減るかもしれませんけれども、一方では負担していただける方もふやすというふうな両方の取り組みによって、今までよりもいいまちづくりができるような、そういう方向性でやっていかなくてないというのは基本にございます。これから相当なまちづくりでの事業、あるいは投資というふうなことがございますので、そういうことを通じてご指摘のようなことの心配がないような一定の収入の確保と、あるいは町民の皆様の負担がふえることのないような、そういう行財政の運営、これに努力していきたいというふうに考えているところでございます。
- 13番(後藤正幸君)はい。よくわかりました。町民が安全で安心して、仮設住宅から集団移転とか 災害公営住宅に移転するのみでなくて、今度の計画ですよ。それだけではなくて、町民が ここの町に住んでよかったと言われるような便利さや、現在言われております、現在とい うか、今、職員の給料ベースでいいますと、町税が給料当ても上がってこない町なんです。 せめてこの計画で、町民が負担する金で職員の給料ぐらい負担できるまちづくりに計画し てほしいなというように、便利さや税収のある健全なまちづくりをお願いし、そういう方 向に進むというような町長の決意を聞いて私の質問を終わります。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。これからの大きなまちづくりですね、これには相当な事業費が導入されます。そしてまたマンパワーの確保も必要でございますけれども、いずれ当面はまず復興の8年間、これに相当のパワーをつぎ込むことによって、今まで以上にすばらしいまちづくり、600名以上の方々の無念の思いをしっかりこたえられるような、そういうまちづくりを町全体で取り組んでいきたいというふうに思ってございます。
- 議長(阿部均君)13番後藤正幸君の質問を終わります。
- 議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。 午後0時00分 休 憩

午後1時15分 再 開

議 長(阿部 均君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君)12番佐山富崇君の質問を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番(佐山富崇君)はい。平成23年第4回議会定例会、農業の地震・津波緊急対策の件と、コミュニティづくりに大きく関連する小学校の学区及び再設置の件について一般質問をいたします。

まず、農業の件ですが、本町の農業が我が町の基幹産業として位置づけられてきました。 また、個々の農家は、それぞれの集落におきまして専業、兼業を問わず消防団員の構成に なったり、あるいは各種団体の構成員やお世話役、あるいは直接集落の役員等々、集落の 地域の中核となってきたところであります。

農業農家は、本町にとりまして、経済面からもあるいは地域社会コミュニティの点からも、とてもとても大きなウエートを占めてきたと思うものであります。加えて、今回の大震災の津波被災を受けた浜通り地区の園芸イチゴが、本日の河北新報にも上がっているとおり、本町の一番のブランド品であり、山元町のイメージアップの最たるものであると思います。

国の大震災復旧に向けた緊急対策として、農業生産対策交付金事業が示されており、現に展開されているところであります。これは、国の補助率2分の1の50パーセント、県が25ないし20パーセントと聞き及ぶところであります。以下の4点につきましてお伺いをいたしたく思います。

第1点、事業種別、主体はどうなっているのかと。

第2点、亘理町と本町山元町の補助率はどうなっているのかと。

3点、受益者の負担を最大でも20パーセント以内に担保すべきと考えるが、いかがお 考えかと。

第4点目は、町として農業復旧・復興への強く熱い姿勢を示すべき時期だと、示すべき と考えると。それを町長はどういうふうに認識しているかとういことであります。

2件目の学区及び再設置の件に入りたいと思います。

山元町震災復興計画案の基本構想の復旧期に、今後の児童生徒数を踏まえて、学区の再編及び小中学校の適正配置を検討する。最盛期には、検討結果に基づいて学区の再編及び小中学校の再配置を行うとあります。来年度中には中浜小学校、山下第二小学校を主題とした学区再編、再配置を念頭に検討委員会を立ち上げたいというふうに聞き及んでおります。これが最も円滑なる教育環境が図られるんだと言っておりますが、以下の点4点についてお伺いをいたしたく思います。

中浜小学校、山下第二小学校それぞれに、伝統と住民つまり学区民の思い入れがあると 思いますが、それらをどのように考慮し、あるいは配慮していくのかということ。

第2点目は、検討委員数をどれほどと考え、人選はどのようにするおつもりかと。

3点目は、子供会等を通じたコミュニティがありますが、それらを十分に考えてやっていくのかどうか。

第4点目、拙速な学区統合や学校統合は行うべきではないと考えておりますが、その手順はどのように考えているのか、詳細に伺いたいものであります。

基本理念の3ですか、つながりを大切にするまちづくりというのがあります。これまでの歴史や文化、地域のコミュニティにおける人と人とのきずなといったつながりを大切にしてきたと。復興に当たって、これまで培ったつながりを生かしながらとあります。十分な考慮のもとにご答弁を願いたいものであります。以上、1回目の質問といたします。

議長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、東日本大震災農業生産対策交付金についての1点目、事業種別、主体についてでありますが、事業の種別については、大型ハウス等の生産施設の改修やパイプハウス等を含む生産資材の導入、農業用機械のリース等、多岐にわたっております。また、事業主体については、農業協同組合や農業生産法人、農業者で組織する団体とされており、山元町におきましても、みやぎ亘理農業協同組合及び被災された農家が農業法人を設立し、交付金を活用し事業を展開しているところであります。

次に、2点目、亘理町と山元町の補助率及び3点目の受益者負担についてですが、町といたしましては、被災された農家の方々の負担が少しでも軽減されるよう、現在みやぎ亘理農業協同組合並びに亘理町と調整中でございます。その詳細につきましては、決定次第、早急にお示ししたいと考えております。

次に、4点目、農業復旧・復興への私の姿勢についてでありますが、山元町の基幹産業は農業であり、農家の方々がこれまで築き上げられてきた長い歴史や日々のたゆまぬ努力により、これまで反映してきたものであると受け止めております。私自身、町の復興にはスピード感が最も重要であると日々考えております。現在、農地の復旧に全力で取り組むとともに、早期の営農再開に向けた各種施策を展開しております。今後においても、農業経営の合理化や早期のイチゴ畑の団地化、さらには新たな栽培技術の導入等を勘案し、農業の再興を起爆剤として、一日も早く町の活気とにぎわいを取り戻すように奮起してまいります。

次に、大綱第2、学校教育環境整備検討委員会設置等事業についてですが、これは山元町震災復興基本計画に取り上げられている学区の再編及び小中学校の適正配置等の検討を行うためのものであります。中浜小学校は明治9年に設置され、また、山下第二小学校は大正9年に開校した、いずれも由緒ある小学校であり、地域とともに歩んできた伝統ある学校でございます。今回の大震災によって壊滅的な被害を受けた二つの小学校は、海岸線からわずか数百メートルしか離れておらず、原形復旧は極めて困難であると判断しております。

また、両小学校の学区の対象となる地域の多くが災害危険区域の対象となり、今後この地域で生活されてきた方の多くは、防災集団移転促進事業等により、新たな地域での再建を始めることになります。このため、両小学校の復旧については、これまで培われた学校の伝統や学校に対する地域の方々の思い入れ、これを十分に考慮するとともに、これからの新しいまちづくりを踏まえながら、教育委員会と連携を図り、(仮称) 山元町立小中学校教育環境整備検討委員会の設置を考えているところでございます。

なお、詳細については教育長より回答させていただきます。私からは以上でございます。

議 長(阿部 均君)2件目について、教育長森 憲一君、答弁願います。

教育長(森 憲一君)はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、学校教育環境整備検討委員会設置等事業の1点目、伝統と住民の思い入れに

対する配慮についてですが、今回の震災によって壊滅的な被害を受けた中浜小学校及び山下第二小学校については、児童の教育の場や安全確保を最優先に取り組むという観点から、現在、中浜小学校は坂元小学校に、山下第二小学校は山下小学校に併設という形で学校を再開し、授業等を展開しているところです。

また、山元町の学校教育が抱える問題として、児童生徒数の減少による小規模校の複式化への対応や、併設状態の長期化の解消、区域外就学や仮設住宅からの通学等の課題があることに加え、二つの学校をどのように方向づけをしていくかなど、復興のまちづくりを踏まえながら、より望ましい教育環境を構築していかなければならないものと考えております。

教育委員会としては、これまで培われてきた学校の伝統と地域の顔という思いに配慮しながら、関係する地域の方々と意見交換を重ね、意向等を伺いながら、山元町のあるべき教育の姿を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、委員数と人選についてですが、平成24年度に設置予定の(仮称)山元町立小中学校教育環境整備検討委員会の委員数については10名程度とし、その人選については、地域に根差してきた学校としての存在を考慮すると、PTAを初め同窓会や行政区長、地域の関係団体の代表、さらには地域の子供会など、学校と特にかかわりを持つ方々にご参加をいただくような委員構成を検討してまいります。

次に、3点目、子供会等を通じたコミュニティについてですが、これまでも子供会を通じた仲間づくり、レクリエーション、社会奉仕等の活動は、子供たちの自主性や創造性、郷土愛などを育む上で大変重要な役割を果たしてきました。学区の再編や学校の再設置の検討では、このような児童会の持つ教育効果等を維持できるよう、子供会を代表される方等にも検討委員として協力いただくとともに、単位子供会レベルでの意見交換の場を設けるなど、子供会を通じたコミュニティが損なわれないよう十分配慮し、取り組んでまいります。

次に、4点目、学区統合や学校統合の手順についてですが、児童生徒数の減少等により、 本町の学校教育を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、学区の再編や学校規模の適正 化は早急に取り組まなければならない問題であります。適正な学校規模については、義務 教育諸校等の施設費の国庫負担等に関する法律や、宮城県教育委員会の県内市町村立小中 学校の標準的規模について等による規定はあるものの、これまで培われてきた学校の伝統 と地域の実情に配慮し、より慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

手順としては、(仮称)山元町立小中学校教育環境整備検討委員会を平成24年4月に設置し、その後、PTAや同窓会、地域や関係団体等との懇談会を逐次開催し意見交換を進めるとともに、町議会の皆様には検討委員会での経過報告等を行う機会を設けたいと考えております。いずれ平成24年度中には検討の方向性をお示ししたいと考えておりますが、被災した子供たちや保護者、地域の方々の状況等に配慮しながら、学校に対する思い入れを十分に受け止めると同時に、未来に向けて力強く生き抜く子供たちの育成のために、検討に必要な時間を大事に確保してまいりたいと考えております。

12番(佐山富崇君)はい。それでは、1件目から順次質問をさせていただきます。

事業主体でありますが、事業主体は幾らぐらい形態はあるのか。実際どのような状況になっているのか。例えば園芸では何ぼの事業主体、あるいは機械利用とかなんかでは何ぼの事業主体ということで、農家はそれで何戸入っているか等を教えてください。

産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。佐山議員のご質問にお答えいたします。

形態といっても、種別としまして園芸の方が、これがイチゴと、もう一つは稲作関係でのコンバインと乾燥機の導入が1件、水稲に関しましては現在のところ今年度出荷に向けての19件、19人のイチゴ農家がこの東日本の方に手を挙げているということでございます。

あと、大きくはもう1点、法人が1社出まして、これにつきましては今月から作付けをいたしまして、2月の出荷に向けて作業を進めていると。あと稲作関係については、5名ほどの稲作農家が集まりまして、1社法人格を立ち上げる準備で県と協議をしているところでございます。以上です。

- 12番(佐山富崇君)はい。これは、来年度に向けて何件かふえますかね。その辺のところを今の状況をお伺いしたい。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。来年度に向けての、24年度ですね、そちらに向けましては、先にJAさんと共同で、イチゴであれば山下園芸振興会、坂元いちご部会、こちらの方のアンケートなり要望をとった段階で、24年度の作付けに向けて26名ほどの方が手を挙げております。なお、25年度に向けては13名と。それで、先週ですけれども、今週の月曜日ですか、園芸イチゴ関係をもう一度山下支所の方で会議を開いたところ、25年作付けの方々が24年度の方に移行していくような傾向になっております。ですから、来年度は人数がふえるのかなと思っております。
- 12番(佐山富崇君)はい。大変結構なことであります。その19件はいいです。来年度、24年度 に向けての人数なんですが、それは新ストロベリーラインに張りつくのは、このうち何件 ぐらいあるんですか。24年度の希望の方々で。その辺のところをお伺いしたい。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。団地化、町で進めている農免道路等の団地化につきましては、作 付希望者は24名になっております。
- 12番(佐山富崇君)はい。将来でなく、24年度だけですよ、お伺いしているのは。それでいいんですか。今の答弁で。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。大変すみません、この24というのは若干こちらの方で24年、25年、26年と3段階にしたんですけれども、こちらについては年度ごとの仕分けはしておりませんでした。
- 12番(佐山富崇君)はい。そのうち調べておいてください。それではまず、事業種別、主体はよろ しいでしょう。

2点目の、2点3点の補助率の関係でございますけれども、町長のご答弁では、調整をしている最中と。農協、それから亘理町等と調整をしていると。負担が少しでも軽減されるようにというお話でございます、負担が軽減されるおりということは、私が質問で言っている受益者最大限に15パーセントというふうに言っておったのですが、それよりも軽減されることを考えておるのかどうか町長にお伺します。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。イチゴ農家の方々の負担の範囲でということでございますが、町としては、これまでも大型のハウス等にも、亘理町と歩調を合わせる形で受益者負担の軽減に努めてきたところでございます。今回、佐山議員さんの方から、受益者の負担が最大でも25パーセント以内におさまるようにというふうなお話もいただいておるところでございますが、これは20パーセント以内ということ……(「20。25ではありません」の声あり)20パーセント以内ということで改めて確認をさせていただきましたけれども、実はこの

生産対策交付金、先ほども確認していただきましたように、国がこの半分、2分の1だと。 そして、県の方でもその支援をすべく今調整中というふうなことでございます。若干幅 があるような話も伺っておりますけれども、最終的には農家の方々の受益者負担が20パ ーセントにおさまる方向で、何とか支援を考えていかなくてないだろうというふうに考え ております。ご指摘のように、この復興のシンボルでもございますし、復興に向けてイチ ゴの果たす役割は大きなものがあるというふうに思いますので、町の最大のブランドでご ざいますので、これは何とかこのブランドを守り育てるというふうな考え方で取り組む必 要があるだろうというふうに考えているところでございます。

- 12番(佐山富崇君)はい。確認だけさせていただきます。受益者負担を20パーセント以内にとい うことで町としても十分考えるので、亘理町及び農協との調整を進めると。亘理町と何ら 遜色なくやるということだけ確認しておきます。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。基本的にそういうふうな方向で亘理町さんと歩調を合わせながらイチゴ 農家の皆さんの少しでも支援につながるような、そういう取り組みを精いっぱいしていき たいというふうに思います。
- 12番(佐山富崇君)はい。もう1点だけ確認します。これは、時期が時期でもありますので、3月 定例会を待たずして予算化になるのかなというふうに思うのですが、その辺の町長のお考 えを確認します。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。お隣亘理町さんとの調整も必要でございますが、極力早く支援できるように補正措置を念頭に入れて取り組みたいというふうに思います。
- 12番(佐山富崇君)はい。その件については了解をいたしました。次に移ります。

4点目であります。農業への思い入れ、復旧・復興への強い熱い姿勢を示されるべきではないかと。そういうふうに考えるが、町長の認識を伺ったところ、第1回目のご答弁で、現在、農地の復旧に全力で取り組むとともに、早期の営農再開に向け各種施策を展開しております。この各種施策の一端をお聞きいたします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。今現在取り組んでいる農業関係の施策でございますけれども、例えば被 災農家の経営再開の支援事業でございます。これは、ご案内のとおり町の地域復興組合が 行う除草あるいはごみ、簡易な瓦れきの撤去作業に対する支援金の交付という形のもので ございます。

> それから、二つ目は、先ほどご質問いただいた東日本大震災農業生産対策事業というふ うなことで、生産施設なり農業用の共同利用施設の復旧、営農用の資材の購入等に対する 経費の補助等でございます。

> それから、農地の利用集積の促進事業、離農者あるいは耕作放棄者の実態を把握して、 今後の営農規模の拡大を目指す耕作者への農地の斡旋をすると。あるいは農作業機械の貸 与、共同利用を促進する事業でございます。主なものをご紹介させていただけば、今言っ た3点というふうなことでございます。このほかにも幾つかの事業を今進めているところ でございます。

- 12番(佐山富崇君)はい。ごみ処理とか瓦れき処理等の支援、その件につきましては今回は、先の 議会に譲りまして、そのほかに聞きますが、現在展開されておるんでしょうかね。先ほど 言った農地の斡旋事業、それから農機の貸与とかって。これから展開するというのではな いのですか。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい、お答えいたします。

これにつきましては、3次補正の中で出てきまして、それにつきましては今年度中に手を挙げないと来年度以降にできないということで、一応スタートというか申し込みをし、本日午後から担当の者が県の説明が亘理でありますので、そちらの方に行って進んでいる段階でございます。

- 12番(佐山富崇君)はい。ですから、今展開している事業ではないですよね。来年度から展開する ためにことしから手を挙げると、そして打ち合わせをすると、こういうことに理解してい いんでないですか。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。その―――は4月以降になりますけれども、それに入れてもらう 事務的マスタープランなりの作成、これは今年度中に入ります。
- 12番(佐山富崇君)はい。そういう意味であれば理解します。

それで、ただ、この姿勢はいいですな。農業の再興を起爆剤としてと。この辺は、町長 きっちり踏まえていらっしゃるんですか。ご認識として。農業の復興を起爆剤としてとい うのを改めてお伺いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどイチゴ農家に対する支援の中で、その一端を述べさせていただいたとおりでございまして、農業を基幹産業とする山元町でございます。そしてまた、リンゴなりイチゴなり果樹園芸というふうな、こういうものを大事にしながらやっていかなくてならないと。また、それが山元の三大ブランドを、ホッキを含め農水産業、このブランドによるところのなりわい、あるいは山元町のイメージ、いろいろな形で果たす役割が大きいものがあるわけでございますので、これを限りなく生かした農業をこれからしっかりと取り組んでいくと、そういうことだろうというふうに思います。
- 12番(佐山富崇君)はい。しばらくぶりにして町長と認識を一にしまして、大変うれしゅうございます。

改めてお伺いします。その前にあるのは、イチゴの話はありましたが、農業経営の合理 化とあります。合理化の一端を、町長のお考えの合理化をお伺いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。これまでも農業の基盤整備等を通じて、生産性の高い農業というようなのも推進してきたわけでございますけれども、今回大きな被災を受けた中では、単なる原状復旧ということではなくて、被災の状況にかんがみて、あるいは先ほど申したように、この機会に農業に対するいろいろな一つの転換といいますか、農業者の皆様の農業に対する姿勢のといいますか、取り組みの変化もあるところでございますので、そういうようなことを受け止めながら、農地をもっと広い形で使えるような圃場整備、作業効率なり生産性の上がるようなそういうふうな形の圃場整備、生産基盤の整備も必要だろうというふうに思っております。

あるいは、またイチゴなんかでも、これまではいわゆる露地栽培的な生産形態をとってきたわけでございますけれども、作業効率を考えますと高設式の生産形態というふうなものに徐々に移行する必要があるだろうと。そしてまた、現に先ほど課長の方から申し上げましたように、意欲を持っている方々おおむね半数ぐらいの方は、そういう高設ベンチの形に移行したいというふうな状況であるというふうに承知しておりますので、そういう形をどんどん推進していく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

12番(佐山富崇君)はい。高設ベンチのお話につきましては、この後に出てくる新たな栽培技術の 導入等を提案というこれに入るのかなと思うのですが、合理化につきましては基盤整備と いう町長からのお話がありました。私も全く同感であります。ただ、要はその規模ですね、 あるいは集約化、集積化の規模です。そして、実際断行できるかどうかです。言葉でだけ やったって何もならないわけですから。しかも、その基盤整備は、もう3反とか5反とか 1町歩とかというのではなく、やはり3町歩ぐらいの田畑をつくるというぐらいの気持ち がなければだめだと。私はここで指摘しておきたいと思います。そういうお覚悟があるか どうかをまず確認をしておきます。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私としては、できるだけ大規模化、この際だからというふうな、この際であればできるであろう大規模化、これを基本的には目指したいというふうに思うわけでございますが、最終的にはそういうふうな方向性のもとに、農家の方々なり土地改良なり農協さんなりいろいろ関係者との意見のすり合わせですね、これの集約を図りながら、極力大規模な圃場整備ができるような形で取り組んでまいりたいなというふうに思っております。
- 12番(佐山富崇君)はい。関係者とあるいは農家とよく話し合うというのは当然なことで、それは話し合わないでやれなんていう人はだれもいないわけです。ですから、そういう当然のこととして、町長はそれだけの覚悟があるのかどうかということを聞きたかったわけですから。その辺、改めてお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。できるだけ大規模化にすべきだと、そういう強い思いを持っております。
- 12番(佐山富崇君)はい。切りがないので、1件目の質問については終わりにしたいと思います。 それでは、2件目の教育の学区なりあるいは学校の再編、あるいは適正配置ということ についてお伺いします。

町長、先ほど、中浜小学校は明治9年に設置され、また山下第二小学校は大正9年に 開校したと、こうなっていますが、この辺のところで、これだけ見ると第二小学校が新しい学校のように聞こえる。大正9年だから。この前に、中浜小学校と同時期、あるいはそれより前に笠野小学校と花釜小学校があったことは事実なんですな。この辺のご認識、町長なり教育長はお持ちだろうと思うのですが、改めてお伺いします。

- 教育長(森 憲一君)はい。お答えいたします。山下第二小学校につきましては、今お話しございましたけれども、花釜尋常小学校並びに笠野尋常小学校が存在しておりました。それが、先ほど町長が答弁申し上げました大正9年、そこで一緒になったというふうな経緯がございます。
- 12番(佐山富崇君)はい。教育長がよくご存じのようで、大変意を強くいたしておるところでございます。そういう意味合いから、あるいは昔の学問所、あるいは寺子屋、それからの伝統があるわけです。いずれにいたしましても。そういう観点から、学区再編、統廃合するなとかそういう意味で私言っているのではない。そういう伝統なり思い入れを大事にしながらやらなければだめですよということを申し上げているわけでございます。その辺のご認識を改めてお伺いします。教育長でいいです。
- 教育長(森 憲一君)はい、お答えいたします。

今議員さんのお話のように、まさしく学校は地域あっての学校、そういう中で子供たちも育まれてきたというのが間違いのないところでございますし、学校そのものが地域あるいは地域の方々がなければ存在し得ないというふうなことを十分踏まえて、この検討委員会の今準備作業を進めておりますけれども、進めてまいりたいというふうに思っております。

12番(佐山富崇君)はい。全く教育長のおっしゃるとおりでありますが、地域あっての学校、逆に

言えば学校あっての地域でもあります。当然のごとく町長はご認識なされていると思いますが、そういうご認識のもとに、先ほどのご答弁いただいたのに、検討委員は10人程度でというご答弁がありました。なぜ10人なんでしょう。この人数の10人の根拠をお伺いします。

- 教育長(森 憲一君)はい。現在検討中でございますが、私どもは現在10人程度というふうに考えておるその内容でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、地域の方々を中心にして人選をさせていただきながら、その地域の方、それから学校を取り巻く教育にかかわる関係団体の方、それから保護者、そして直接的な学校の関係者、または学識経験者、それぞれ2名前後ぐらいのところで人選をして検討してまいりたいというふうに今考えているところでございます。
- 12番(佐山富崇君)はい。総じてというか大局的には教育長とそう考えに変わりはないのですけれども、私はさらに加えて、地域の古老といいますか長老といいますかそういう方々の、地域の実情、過去の歴史を十分に把握しているというか認識しているというか頭に入っているといいますか、そういう方々も2人ぐらい入れてほしいものだなと。特に主なる主題としては、中浜小学校と山下第二小学校ということになるんでしょうから、そういう意味からいうと10名というのは少ないのではないかと。20名程度は欲しいのではないかと。

教育長と例えばこう話しますと、教育長の答弁として、いや、その委員とは別に聞き取りとかなんかはするんだからという答弁が出てきそうな気がするので前もって話しますが、そういうことであってはいけないと。それはそれですから。そういう聞き取り調査をするからいいんだとかどうだとかって、あるいは地域の実情を把握するからいいんだとかいうことではなく、委員数は10名では少ないですよということを私は申し上げておきたい。教育長のお答えをいただきたいと思います。

- 教育長(森 憲一君)はい。心の中までご推察をいただきました。まさしく10名程度と申し上げましたのは、まだ私どものきちっとしたどういう事業にするか固まっていない状況でございますので、今ご指摘、ご提案をいただきました20名までいくかどうかはわかりませんけれども、その観点である古老なり長老なり地域の方を、十分に熟知しておられる方をお入れしながら検討してまいりたいというふうに思っておりますし、10人程度と申し上げましたけれども、その辺も鋭意検討してまいりたいというふうに思います。
- 12番(佐山富崇君)はい。鋭意検討するというお話でありますが、早速来年度から始まるわけです から、検討途中で私ら方にもご相談あってしかるべきかなと思いますが、その辺につきま して。
- 教育長(森 憲一君)はい。しかるべきときにいろいろ情報等について議会の皆様方にもお示し、あるいは途中経過も例えば全員協議会とかさまざまなところで、私どもの進捗状況なり取り組みのぐあいについて、ご説明あるいはご意見等を伺う機会なども設定させていただきたいというふうに思っております。
- 12番(佐山富崇君)はい。その件については了といたします。

子供会のコミュニティでありますが、子供同士の例えば創造性、郷土愛とかってお答えあるようですが、レクリエーションあるいは仲間づくりと。これは子供会の親の会、それのコミュニティの方が強いのではないか。そっちのコミュニティも十分配慮しなければならないというのを私は言いたかったのです。親同士のコミュニティ、これがかなり大きいウエートを占めるのではないかなと。子供同士の、純然たる子供たちの子供会としては、

もちろん仲間づくりとかレクリエーションとかそれは大きいかと思いますが、その辺のと ころで子供会を代表される方々よりも検討委員として協力いただくとここにありますので、 大変結構なことだなと思います。

それで、適正な学校規模ということで、「標準的規模というふうに規定はあるものの」ですからよろしいのですが、これにこだわってばかりいては、今後1町1校、あるいはもっと単位が大きくなってしまうのではないかなと。そういうふうに私は思いますので、その辺に余りこだわってもいかがなものかと。特に後で出てきました、後のご答弁にあった「これまで培われてきた学校の伝統と地域の実情に配慮し、より慎重に検討を進めてまいりたいと思います」、これを改めてお伺いします。

教育長(森 憲一君)はい。ただいまお話しございました学校規模につきましては、例えば具体の話で恐縮でございますが、国、文部科学省の方では、小学校、中学校は一緒でございますが、小学校ですとおおむね12学級から18学級。つまり、小学校ですと6学年でございますので、2学級というふうなのが一つの基準。2学級から3学級。宮城県の教育委員会で示しております標準的な規模、これらについては小学校は12学級。これも2学級でございます。国と同じでございます。中学校については9学級ということで、国とはちょっと違いますけれども、いずれそういうふうな数値が示されております。

現在、本町のこの規模からすれば、いずれも大きく下回っているというふうな状況であるのも事実でございます。したがいまして、先ほど答弁書の中にもございましたけれども、必ずしも学校規模、その示されたものだけではなくて、先ほど来出ていますように、大きな要素をきちっと踏まえながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

- 12番(佐山富崇君)はい。全く教育長と同感であります。例えば複式学級になってしまうとか、そういう問題であればこれは大変だなと。学校として維持していくのは難しいのかなというような気もしないわけではありませんが、これは1回目の質問でも話しましたとおり余り拙速にならないように、教育長のご答弁では来年度中に、24年度中に検討の方向性を示すというふうに考えていらっしゃるようでございますけれども、拙速にならないように、ただいま議論してきたことを踏まえながら、慎重に事を構えて十分な検討を加えていただきたいということを指摘して、私の質問を終わりにしたいと思います。
- 議長(阿部 均君)佐山富崇君の質問を終わります。
- 議 長(阿部 均君)5番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君、登壇願います。
 - 5番(竹内和彦君)はい。それでは、平成23年第4回山元町議会定例会の一般質問ということで 始めたいと思います。

三つありますが、一つ目は放射能の測定について。

このたび山元町は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染状況重点調査地域の 指定を受けました。これにつきましては、今後この町内の子供たちの健康調査を行う予定 があるのかどうか。また、これからの放射線量の測定の結果、対策はどのように考えてお られるのか伺います。

それから、二つ目の質問でございますが、スマートインターチェンジについて。

山元町の均衡ある発展から見て、この坂元スマートインターチェンジの実現は大変重要だと思います。現在、この計画は具体的にどこまで進んでいるのか伺います。

それから、三つ目の質問でありますが、集団移転事業について。

今回被災された方々の大きな問題の一つに集団移転があります。この集団移転の事業予算も大規模になりますが、今回、国の第3次補正による被災自治体の支援策が示されましたので、他の被災地に遅れをとらないためにも、また早く予算を獲得するためにも、被災された方々への集団移転の支援策と具体的な方向性、スケジュールを伺います。この3点よろしくお願いします。

議 長(阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、放射線量の測定についてでございますが、汚染状況重点調査地域の指定に関しましては、環境大臣が、その地域及び周辺が原発事故由来による放射性の物質、環境の汚染状況について、重点的に調査が必要かどうかを関係行政機関の長と協議し、指定を受ける流れとなってございます。この規定に基づき、本町においては、本日付で重点調査地域としての指定について、環境大臣に指定を受けることについて異議のない旨回答したところでございます。

その1点目の子供の健康調査でございますが、県内における取り組みとしては、県が実施主体となり、丸森町の筆甫地区及び耕野地区に居住する小学生以下の子供を対象とした診察、そして超音波検査による甲状腺検査が実施されております。この検査は、先の第1回宮城県健康影響に関する有識者会議において決定されたものでありまして、県内の空中放射線量から推計した被曝量では健康に与える影響はないが、比較的高い線量が観測されている地区の子供を対象として、現時点での健康状態を明らかにし、住民の不安払拭の一助を目的とされた検査であります。

本町におきましては、子供たちの健康に対する不安解消について、国・県等関係機関の指導のもと、他の自治体とも連携を図りながら今後の対応を検討していきたいと思います。 そして、今回実施された丸森町の確認検査の結果報告とあわせて、今後の対応が検討される第2回の宮城県健康影響に関する有識者会議のこの検討結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目、放射線量の測定結果と対策についてですが、本町では、原発事故発生直後から県貸与の簡易放射線測定器で測定し、県でも役場敷地内で空間線量の測定をしております。その後、財団法人日本科学技術振興財団から15台の簡易測定器を借用して、測定箇所をふやし、現在では町内22か所に監視体制を強化しております。

さらに、可搬型のモニタリングポスト2台を設置する予定であり、また、IT企業からのご支援により「ぐるりん号」に車載式測定システムを導入し、走行しながら放射線量をはかり、この測定結果については町のホームページで情報を公表しております。その他の測定方法による測定値についても、ホームページや「広報やまもと」のほか、りんごラジオ等を通じて、ほぼリアルタイムでの情報発信に努めているところでございます。

測定結果については、丸森町境、あの近辺の丘陵地帯で若干高い空間放射線量が検出されておりますことから、今後、環境省から示された除染に関するガイドラインを十分踏まえ、除染実施計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、スマートインターチェンジについてですが、これはETC専用のインターチェンジで、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるものであり、通常のインターチェンジに比べ建設・管理費用を抑えることができるため、高速道路の有効活用による地域活性化も期待されております。

NEXCOでは、高速道路の効果的な活用を図るため、欧米並みの約5キロメートル間隔でのインターチェンジの整備を推進しており、全国で200か所以上のスマートインターチェンジの整備を目標としております。

震災復興計画基本構想では、県道角田山元線付近にスマートインターチェンジを設置するよう計画しており、この設置が実現すれば新坂元駅周辺の交通利便性の向上が期待されるところでございます。

また、緊急搬送の時間の短縮や災害時の代替輸送路としての活用など、住民の安全・安心に寄与することとなり、近隣の角田市や丸森町も整備に向けての支持を表明していただいているところでございます。

要望活動につきましては、今月2日にNEXCO東日本東北支社長に、そして12月9日には東北地方整備局長へ要望をいたしました。整備局への要望に当たっては、当議会の阿部議長、常磐自動車道建設促進特別委員会の青田委員長のほか、大友角田市長、保科丸森町長にもご同行いただいております。その際、整備局長からは、設置に向けて応援したいとの前向きな言葉もいただいてきたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、関係機関との協議やインターチェンジ設置の検討を重ね、平成24年度に、整備局やNEXCO東日本等をメンバーに含めた地区協議会の設立を目指してまいります。この協議会では、整備の手法や費用の負担、整備効果等、具体化に向けての検討を行い、実施計画書を作成し、国の設置の許可を申請することになります。早ければ、平成26年度の常磐自動車道の新地までの開通にあわせ、スマートインターチェンジの運用の開始を目指してまいりたいと考えております。

これまでもNEXCO東日本とは、常磐自動車道の施工に必要な約170万立米の土取りについて協力するなど連携を密にしてまいりました。今後もこのような関係を維持しつつ、近隣市町とも連携しながら、スマートインターチェンジの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、大綱第3、集団移転事業についてですが、防災集団移転事業とは、居住に適さないと認められる区域から住居の集団的移転を促すため、町が移転先の住宅団地の用地取得及び造成を行いますとともに、移転元の宅地の買い取りや移転費用、住宅建築等に係る借入金の利子相当分を補助するものでございます。

今回の震災においては、災害危険区域第1種区域及び第2種区域のおおむね1,400世帯を対象として適用することを計画しております。当該事業につきましては、今般、国の3次補正予算や東日本大震災復興特別区域法が成立し、政府の方向性が固まってまいりました。そういう中で、1戸当たり1,655万に設定していたこれまでの限度額は適用されず、移転者の住宅ローンの利子補助も406万から708万円に引き上げられました。また、事業が復興交付金の基幹事業に位置づけられたことから、町の負担なしで事業が

来年1月からは、今後の住まいの形態や場所、規模等について、対象世帯ごとの面談による調査を実施し、平成24年度当初に移転先の住宅団地の場所や規模について詳細な事業計画を策定し、国土交通大臣からの計画の同意を得たいと考えております。

その事業のスケジュールでございますが、平成24年度から測量設計、用地取得を進め、 平成25年度から宅地造成や移転元の土地の買い上げを行います。被災者の移転について は平成26年度ごろから始まり、2年程度で希望者全員が移転できるよう努めてまいりた

執行できることとなりました。

いと思います。以上でございます。

5番(竹内和彦君)はい。それでは、個別に質問したいと思います。

放射線量の測定について。空間放射線量の測定でありますが、現在、町内22か所で測定していると思います。この測定結果、坂元地区の山沿いが非常に高い。中山、久保間地区ですね。これに対して、この対策はどのように考えておられますでしょうか、お願いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。測定の結果でございますが、先ほども述べましたように、また今ご指摘いただいたように、確かに坂元地区の山沿い、丸森町境にかけて一部高いポイントがあるということでございます。これまでも、初めてのこういう経験、いわば得体の知れないといいますか目に見えないといいますか、そういう放射線の影響をどういうにとらえたらいいのかと。まずは、基本的な知識をお互いに共有する必要が大事だというふうなことで、これまで町独自で1回、そして郡の医師会とご一緒する形での2回の専門家をお招きしての研修会、講習会を開催してきたところでございます。

そうした中で、一定の知識の共有が図られましたし、そしてまた専門家の方々からは、一部基準値を超える箇所はあるわけでございますが、大きな健康被害、健康に大きな影響を与える程度ではないというふうなお話もちょうだいしてきたところでございます。そういうことと、先ほど申したように測定地点の充実と、あるいはその結果の共有というふうなことで、おおむね心配のない状況にあることをリアルタイムで発信し、その共有に努めてきたというふうな状況でございます。

- 5番(竹内和彦君)はい。山形市では、今月の20日より個人宅を訪問して放射線量の測定サービスを始めるというふうに報道されていました。山元町は、宮城県では一番原発に近い位置にあります。子供のいる家庭では、大変不安な毎日を過ごしているというのが実情だと思います。つきましては、個人宅の放射線量の測定は、希望すればだれでも無料で測定してもらえるというふうな体制をとるべきと思いますが、その点はいかがでしょうか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど申しましたように、目に見えないという部分での対策、対応というふうなことでございまして、初めての経験でもございますので、放射線に対するきちんとした理解をする必要があるんだろうというふうに思います。いろいろな町民がおる中で、いろいろ不安、心配の度合いというのは、一人一人その認識が異なるだろうというふうに思いますけれども、正しく認識をして正しく心配するというふうなことが基本的には必要なことだな、大事なことだなというふうに思ってございます。ただ、そういいましても、一定以上の測定結果が出れば、そこにはいろいろな思いが交錯するわけでございますけれども、そういう方々の不安を少しでも払拭できるような対策、対応も一方では必要でございます。

先ほど申し上げましたように、環境省から除染に関するガイドインをお示しいただいたところでございますので、このガイドラインに沿って必要な除染の実施計画を策定して、必要な除染を行いながら、少しでも町民の皆様に安心していただけるように、不安が払拭できるようなそういう取り組みをしていきたいというふうに思います。

5番(竹内和彦君)はい。この原発賠償という放射能について、宮城県南部の2市4町、これは原 発賠償範囲を拡大するようにと国に要望したというふうに報道されておりますが、空間放 射線量について、これは福島県の市町村とこの山元町が同じ程度であれば、当然山元町も 損害賠償の対象になると思いますが、その点、町長の考えを伺います。 町 長 (齋藤俊夫君) はい。今回、福島県境の自治体を中心に、県南の2市4町で連携をとりながら、 国の宮城県現地対策本部の郡本部長に、賠償範囲拡大に関する要望書を提出してきたところでございます。ご案内のように放射性の物質ですね、行政の境に関係なく飛来しているわけでございます。そういう意味で、行政としても住民に説明できる、納得していただける基準を示す必要があるというふうなことでございまして、それを求めて要望をしてきたということでございまして、ご案内かというふうに思いますけれども、福島の賠償範囲に入っている市町村の中には、丸森、こちらから比べますと、必ずしも値が高くないというふうな自治体があるのも事実でございます。そんなことを含めて、行政境で範囲を切るといいますか、区切られる問題ではないというふうな認識のもとで、先ほど申した関係市町との連携をする中で、その範囲を拡大するように要望してきたところでございます。

> ただ、一方で、こういう部分と、どうしても遠来の、遠方の方、他の自治体なり県民の 方々から、山元町が何かいろいろな面で原発の影響を受けているんだと。いわゆる風評被 害ですね。これの関係も一方でございますので、この辺を留意しつつ、これらの活動、要 望を進めていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

- 5番(竹内和彦君)はい。放射能の件でありますが、先ほどの回答の中で、この山元町、今後、環境省から示された除染に関するガイドラインを十分に踏まえて、除染実施計画を策定してまいりますというふうにありますが、除染した場合、この除染後の廃棄物の処分はどのように考えておられますか、それを伺います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど申したように、具体の計画を策定する中で、ご指摘のようなそういう汚染物質をきちんと1か所に安全管理するというふうなことも必要になってきますけれども、これについては、基本的にはその町内でというふうなことが基本になろうかというふうに思いますので、その場所がどこがいいのかは、今後、計画を策定する過程でいろいろ検討しながら、周囲の影響が少ない形での設定をしていかなくてないというふうに考えております。
 - 5番(竹内和彦君)はい。それでは、常磐自動車道のスマートインターチェンジの件でお尋ねします。

先ほど坂元スマートインターチェンジ、これが26年度の常磐自動車道の開通にあわせてスマートインターも運用開始するとの回答がありましたが、これは確認という意味で、26年度のスマートインターの開通ということでよろしいでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。まだ、これから本格的に取り組む段階でございますので、今の段階で国の方からなりNEXCOからそういう時期までちょうだいしている段階ではございませんが、考え方としまして、ご案内のとおり町内での高速道路の整備が進んでいるわけでございます。用地買収がほぼ100パーセントに近い形になりつつございますし、そういう中での具体の整備事業が始まっていますので、いわゆる手戻りのない形で整備が可能なタイミングなんだろうというふうに思ってございます。そういうふうな意味で、先ほど申し上げたスケジュールで進めば、26年度までの新地までの、あるいは常磐道の完成にタイミングを合わせる形での整備をしやすいと。その可能性が大いにあるんではないかなというふうに期待をしながら、その実現に向けて取り組んでいきたいというふうなことでございます。
 - 5番(竹内和彦君)はい。それでは、最後の質問でございますが、集団移転事業について質問させていただきます。

集団移転事業、これは移転先の用地取得、そして宅地造成というふうになるわけでありますが、この宅地造成に係るいろいろな手続き、法規制がございます。農地法、都市計画法等、大変に時間がかかるということでございます。今回、復興特区ということで、法規制の手続の簡素化、そして迅速化が大変必要ではないかと思いますが、この点について町長の所見を伺います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。特区制度を活用しての防災集団移転事業の円滑な推進ということでございますが、ご指摘のとおりでございまして、私どもとしては、復興計画の策定を進める過程で、大変な未曾有の災害からいち早く復旧・復興を果たすためには、土地利用の調整で不測の時間を費やしている暇はないわけでございますので、その辺もいろいろな法律の網を同時並行的に処理してもらわないといけないというふうなことで、関係自治体なり県との連携を図りながら、山元町としてはこういうふうにしたいんだというふうなスピード感のある集団移転なり復旧・復興をなし遂げるための手続、それの実現に向けて取り組んでいた中で、おおむねそういう方向性がお認めをいただけるようなそういう状況になってきたのかなというふうに思っているところでございます。

なお、多少の技術的な関係も含めて、担当課長から若干補足させていただければという ふうに思います。

震災復興推進課長(鈴木光晴君)はい。今回の復興特別法の中身としまして、復興整備計画の策定というものがメニューの中に、メニューといいますか制度の中に入ってございます。こちらにつきましては、土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可、ワンストップ化、新たな事業制度の活用等、特例を受けるための計画というようなことを位置づけた計画ということになってございます。

例えばでございますが、農地転用の許可の特例、それから復興整備事業の実施に必要な許認可等の一元的処理、それから集団移転促進事業に関する特例、そういったものをワンストップ化というような形で、一つの公聴会ですとか公告縦覧といったものを一つの復興整備協議会の中で協議・同意をして、土地利用再編のための特例をワンストップ、その一つの箇所で認めていただくというような計画の策定を提出いたしまして、国の方の承認を受けるというような流れになってございます。そういった制度を最大限に活用いたしまして、極力その時間的なものがスムーズにいくように進めているというようなことでございますので、ご了解お願いしたいと思います。

- 5番(竹内和彦君)はい。それでは、この集団移転事業、被災した町民が早く安心して暮らせるように、スピード感を持って実行してもらいたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。
- 議 長(阿部 均君)5番竹内和彦君の質問を終わります。
- 議 長(阿部 均君) 暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。 午後2時33分 休 憩

午後2時45分 再 開

議長(阿部 均君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君)6番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

- 6番(遠藤龍之君)議長、6番。2011年第4回議会定例会に当たりまして、町民の皆さんが要望する当面の諸課題を初め、今後のまちづくりにかかわることなど、町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見をお尋ねするものであります。
 - 1件目は、先ほども質問にありましたが、福島原発に伴う放射能対策についてであります。

福島原発に伴う放射能汚染の問題は、政府の対応の遅れもあり、町民の間では日に日にその不安が広がっております。とりわけ放射能への感受性の高い子供の健康を守ることは、山元町にとっても大きな課題となっております。町民の命と健康を守るために、また、町民の被曝等の不安を解消するために、可能なあらゆる対策が今町に求められております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

- 1点目は、放射能対策の現状についてであります。
- 2点目は、除染対策に関する特別措置法に基づく取り組みについて。
- 3点目は、町内全域とりわけ通学路、公園など、子供に影響を及ぼすと考えられる場所など、測定箇所をふやす考えはないかお尋ねいたします。
 - 4点目は、想定されるホットスポットの調査を進める考えはないかお伺いいたします。
- 5点目は、測定器の貸し出しなど、住民の自主的な測定を奨励する対策についてであります。
 - 6点目は、除染対策の早急な対応についてお伺いいたします。
 - 7点目は、学校給食などの測定をはかる考えはないか。
 - 8点目は、子供の内部被曝の測定をはかる考えはないかお伺いいたします。
- 2件目の質問であります。 2件目は、東日本大震災による宅地被害の対応についてであります。

東日本大震災は、津波被害とともに、内陸部の地滑りや地割れなど宅地被害をもたらしました。地割れなどの宅地被害を受けた被災住宅は、このまま住まいの修繕や建て替えをして大丈夫だろうかと不安を抱いております。被災地域では、高齢化が進むとともに、住宅ローンの返済が済んでいない被災者も多く、個人による復旧が大変困難な方々も生まれております。被災者のだれもが今後もこの地に住み続けられるよう、そして安心して再建できることが今町に求められております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

- 1点目は、希望者全員に、町の責任において、地質・地盤調査等の対策を図る考えはないかお伺いいたします。
 - 2点目は、個人負担の軽減を図る考えはないかについてお伺いいたします。
- 3件目の質問であります。3件目の質問は、仮設住宅の住環境の改善や被災者の一日も早いもとの生活を取り戻すための対応についてであります。
- 1点目は、防寒対策や買い物や通院の足の確保など、仮設住宅の住環境の改善の取り組みの現状についてであります。
 - 2点目は、仮設住宅の防火対策は十分かという質問であります。
 - 3点目は、仮設住宅の自治組織の現状と取り組みについて。
 - 4点目は、仮設住宅対策はどこが担当しているのかと。
 - 5点目は、国の支援のない一部損壊にも財政支援をする考えはないかお伺いいたします。
- 6点目は、被災した商工業者への財政支援となる県の商店復旧支援補助金制度の町の対応についてであります。以上3件を一般質問といたします。

議長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。遠藤龍之君議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、福島原発事故に伴う放射能対策についての1点目、放射能対策の現状についてですが、先に竹内議員のご質問にもお答えしたように、放射線量について監視体制の継続強化と測定結果の情報発信に努めているところであります。特に放射線の影響が懸念される各保育所や各小中学校等の公共施設においては、1地点の測定のみならず、敷地内の数か所で測定を実施し、空間線量の変化について常に注意を払っているところであります。次に、2点目、特別措置法に基づく取り組みについてですが、町といたしましては、今後特別世界法に其づく特定を受け、昨日環境省からまされた除沈明係ガイドラインに其づ

次に、2点目、特別措置法に基づく取り組みについてですが、町といたしましては、今後特別措置法に基づく指定を受け、昨日環境省から示された除染関係ガイドラインに基づき除染実施計画を策定するなど、計画的に放射性物質の除染等の対策に取り組んでまいります。

次に、3点目、町内全域、とりわけ通学路、公園など測定箇所をふやす考えについてですが、現在測定を実施している地点の測定は町職員並びに教職員等が行っており、定点測定の22か所以外では作田山の児童遊園地や太陽ニュータウンの児童遊園地などについて週1回測定を行い、12か所の近傍地の測定値と比較し、測定値の推移に留意しているところであります。

なお、通学路に関しましては、広範囲にわたるなど定点測定を行うことは非常に難しい ことから、今週から新たに実施しております「ぐるりん号」の車載式測定システムによる 測定値を児童生徒や保護者の皆様に伝えてまいりたいと考えております。

次に、4点目、想定されるホットスポットの調査についてですが、国が示した除染の基準、空間放射線量毎時0.23マイクロシーベルトを超えるすべてのスポット箇所の把握は困難でありますが、今後、除染実施計画を策定する取り組みの中で検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目、測定器の貸し出し等、住民の自主的な測定を奨励する対策についてですが、原子力発電所事故に関し、国等が発信する情報に住民の方々が不安や疑念を抱かれ、ぜひ自分自身で測定したいと思われる方もいると推察されます。しかし、個人で測定した場合、測定手法等が一定していないなどから、測定結果への信憑性が懸念されるところであり、ひいては風評被害につながっていくことも危惧されるところでございます。このようなことから、環境省からの除染実施ガイドラインに基づいて作成する本町の除染実施計画策定に向けた取り組みの中で、その対応を検討してまいりたいと思います。

次に、6点目、除染対策の早急な対応については、これまで福島県の各市町が暫定的に作成した計画等の情報収集に努めてまいりましたが、これらを参考に庁内関係各課等の連絡調整会議を2回開催し、計画策定に向けた検討を重ねているところであります。放射性物質の除染対策は重要な問題であると認識しておりますので、昨日、環境省から示されたガイドラインに基づき、速やかな除染対策が講じられるよう努力してまいります。

次に、7点目、学校給食等の測定についてですが、町の各小中学校及び保育所の給食は、 福島原発事故に伴う放射能汚染に対する心配から、給食食材については、出荷段階で出荷 制限等の必要な措置がとられている市場流通品に限定して取り入れてきていることから、 放射性物質が給食に混入する可能性はないものと判断しております。しかし、放射線に対 する町民の不安は依然として根強いことなどから、子供たちの健康を放射能から守るとと もに、保護者の不安を解消するため、今回の補正予算に食材検査に必要な放射能測定器の 購入経費を措置しているところであります。

なお、この放射能測定機の購入後は、子供たちの口に入る給食の食材検査を速やかに実施するとともに、その測定結果を公表するなど、学校給食等の安全性の確保に引き続き努めてまいります。

次に、8点目、子供の内部被曝測定についてですが、竹内議員にもお答えしたとおり、本町における子供たちの健康に対する不安解消について、国・県等関係機関の指導のもと、他の自治体とも連携を図りながら、今後の対応を検討していくとともに、今回実施された丸森町の健康検査の結果報告とあわせて、第2回宮城県健康影響に関する有識者会議の検討会議を踏まえ適切に対応してまいります。町といたしましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点地域の指定を受け、除染実施計画を策定するなど、計画的に放射性物質の除染等の対策に取り組むとともに、県並びに隣接市町と連携し、原子力防災を担う国や東京電力に対して必要な措置を強く求めながら、町民の安全・安心の確保とあわせ、風評被害などの防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、東日本大震災による宅地被害の対応として、町の責任による地質・地盤調査等の対策と個人負担の軽減策についてですが、本町では、昭和40年代後半から50年代にかけて、町内の丘陵部の開発造成された団地があり、3月11日の大地震により道路や宅地の地割れやのり面の崩落が多数発生しました。それらの団地内の道路等の公共施設については、公共施設災害復旧事業で対応することとしておりますが、個人宅地の被害の再建に係る地質・地盤調査等の対策につきましては、現行制度のもとでは公的支援はない状況であります。このため国に対し、公的支援制度創設を要望してきたところでありますが、個人所有の宅地に対する支援については、第3次補正の復興交付金事業での対応の可能性について県と協議中でございます。早急に結論を得られるように努めてまいります。

次に、大綱第3、仮設住宅の住環境の改善等についての1点目、防寒対策についてですが、現在、仮設住宅の構造上の防寒措置として、県と分担しながら、外壁断熱材の追加や 風除室の設置、窓の二重サッシ化工事を12月末の完了を目指し実施しているところであります。

また、附帯設備として、トイレの暖房便座化やエアコン設置を追加するとともに、電気設備拡充に伴う電気容量増強工事もあわせて実施しております。今後は、各戸1部屋になりますが、居室への畳設置やひさしの設置、スロープの追加工事、駐車場の舗装などの整備を順次行い、住環境の改善を図ることとしております。

買い物の足の確保については、これまで仮設住宅の完成に合わせて「ぐるりん号」の運 行路線の変更を行い、各仮設住宅を回るよう配慮しておりましたが、今後一層利便性向上 に努めてまいりたいと考えております。

次、2点目、仮設住宅の防火対策についてですが、現在、各棟に消火器1個が建設時から設置されております。さらに、防火対策の強化策として、県が建設した仮設住宅では、12月の10日から仮設住宅の施工を担当した会社を通じまして、順次各戸に消火器1個を配備しております。町が建設した木造仕様である中山熊野堂仮設住宅は、建築基準法により当初から各戸に1個配備しておりますが、浅生原東田仮設住宅については、消火器購入費用を今議会において補正予算を措置しておりますので、予算成立後、早急に配備したいと考えております。

また、仮設住宅等連絡会に、亘理消防署山元分署長をメンバーに加え、火災予防に対する啓発を図るとともに、防災講習会を各仮設住宅において開催するなど防火対策に努めてまいります。

次に、3点目、自治組織の現状と取り組みについてですが、仮設住宅団地を単位とする自治的運営を図る観点から、各仮設住宅で自治会組織の立ち上げに係る懇談会を開催してきたところ、9月初めには、すべての仮設住宅において自治会が組織され、町のパイプ役を担う行政連絡員が選任されたところであります。これにより、「広報やまもと」を初めとする行政文書などは、行政連絡員、そして棟単位等で選出された班長を通じての配布、回覧等が可能となりましたことから、行政区同様の形で各種サービスの提供が図られるよう組織化されたところであります。

また、行政と自治会との連絡調整を図る観点から、各仮設住宅の行政連絡員、民生委員協議会、社会福祉協議会の代表者及び保健福祉課を中心とする役場内の関係各課等で構成する応急仮設住宅等連絡会を毎月定期的に開催しております。この連絡会では、団地内で取りまとめられた要望事項の調整はもとより、生活再建に向けた各種事業等の連絡や各支援団体が提供する支援活動の公平性の確保を初め、入居者のニーズに即した支援活動の提供並びに調整を進めているところであります。

今後は、行政からの一方通行だけではなく、仮設住宅に入居されている方々相互の連携、協力等を通じた実質的運営が図られるよう引き続き必要な支援を講じてまいります。

次に、4点目、仮設住宅対策の担当についてですが、仮設住宅については震災後、まちづくり整備課が担当窓口となり、住宅の建設及び入居に係る申し込みや入居調整など、仮設住宅に係る業務を一括して担当しておりました。8月には、浅生原東田地区に最後の仮設住宅が完成したことにより、仮設住宅への入居希望者全員が入居できる住環境が整いましたことは、生活再建に向けた第一歩であると認識しております。その後は、仮設入居者に対する各種支援や対策等さまざまな業務が見込まれたことから、8月に組織機構の一部見直しを行い、保健福祉課内に専任の仮設住宅担当を設け、仮設住宅支援に係る各種支援事業の調整や入退去手続など、仮設住宅全般にわたる窓口として体制の強化に努めたところであります。

なお、仮設住宅の建物に係る維持管理業務については、年度途中でもあることから、引き続きまちづくり整備課において業務を行うことになりますが、今後は入居者の皆様に対する各支援対策がワンストップでスピーディーに対応できるよう、庁内の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の一部損壊への財政支援についてですが、一部損壊の住宅は12月9日現在のり災証明書処理状況から、全体で4,874戸のうち23.68パーセントで、1,154戸と件数が多く、また、被害規模が比較的軽微であることから、町単独での財政支援については見合せたいと考えております。今後は、被災者の一定以上の被災程度に応じた新たな支援策について検討してまいります。

6点目の商店復旧支援補助金制度の対応についてですが、この制度は、県が東日本大震 災により甚大な被害を受けた中小企業者に対して、被災した施設及び設備の復旧に要する 経費について補助金を交付する制度であります。町においては、まず制度概要のチラシの 産業振興課窓口への備えつけ、あるいは亘理山元商工会山元事務所へ送致など周知に取り 組んでまいりました。また、県主催の事業内容説明会に出席し、その内容をホームページ に制度についての記事を掲載したところでございます。

この制度は、被災した施設設備を復旧して事業再開、継続する場合に利用できるものですが、独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業と重複して利用ができないことから、該当する事業者がどちらを選択するか判断に時間を要するケースや申請書類作成に当たって復旧に要する経費の算出、施設及び設備復旧の見積もりに時間がかかるなど、申請期間が15日間と限られているため、申請を断念した事業者も見受けられました。このような実情については、県の担当部署へ問題提起しておりますが、当該制度は申請期間が短いこともあり、十分な趣旨徹底を行うことができませんでしたが、今後ともこのような制度の周知につきましては、商工会との連携を密にして広報してまいりたいと考えております。以上でございます。

- 6番(遠藤龍之君)はい。1点目、原発に伴う放射能対策についてなんですが、まず、この放射能 対策について町はどの課が担当しているのか。あるいは、あわせてどのような体制で対応 しているのかお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。総務課が基本でございまして、安全対策班を中心に関係する課と連携を とりながらやっているところでございますし、関係課で構成する連絡調整会議を設置して、 情報の共有、対応の方向について確認しながら進めているところでございます。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。先ほどの竹内議員の答弁にもありましたが、とりあえず基準値0.23 マイクロシーベルト以上の地域というのは、この間何か所確認されているかお伺いいたします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。何か所が基準値を超えているところがありますが、先ほど来申し上げましたとおり、全体で今22か所を基本に取り組んでおるわけでございます。その辺の変化も含めて、総務課長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。ただいま町長から、22か所で測定をしておるというふうなことでお話があったところでございますが、箇所数で2か所ほど、答弁の中にもあったかと思いますけれども、福島県境近くの山沿い付近というふうなことでございます。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。それは、22か所のうちの2か所という意味でしょうか。
- 総務課長(島田忠哉君)はい。現在とらえている部分は日々測定しておりますけれども、日によって 超えたり超えなかったりというところもございますけれども、おしなべて22か所のうち の2か所ということでご理解いただければというふうに思います。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。たまたま公民館を歩いていたら展示されていたんですが、少年の森の公園部分に当たるところも、その22か所の中の1か所というふうになっているんでしょうか。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。少年の森についても、22か所の中の一部ということでございます。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。そうすると、2か所のうちに少年の森の1か所が含まれているということですね。
- 総務課長(島田忠哉君)はい。ただいま少年の森と具体の部分が出ましたのでお話をさせていただきますが、12月1日から12月13日までの測定データを見ますと、日によって0.22だったり0.21、0.19、また逆に0.23とか0.24とか、上がり下がりといいますか……。私が2か所と申し上げましたのは、この期間中に連日0.23を超えている箇所数は2か所ということの意味合いでお話をさせていただきましたので、ご理解をいた

だきたいというふうに存じます。

- 6番(遠藤龍之君)はい。このデータについては公開していくということですから別にあれなんですけれども、ある時期の何か所かの数値を見てみますと、山中が 0.3 2とか坂小が 0.2 4、坂中が 0.2 8、坂元支所で 0.3 7、少年の森で 0.2 6、中山の杉内というのですか、 0.3 4、久保間のあの公園は、児童遊園は 0.5 1という数値なんですね。それから上平の消防、上平のところでコンマ 28といった数値が出ているんですが、これは同じ期間内のが出ているんですが、これは皆さんが出した情報、データの中からの数値なんですが、先ほどの 2か所という理解と今の数値でどのように受け止めればいいのかお伺いします。
- 総務課長(島田忠哉君)はい。0.23を超えるという部分の理解で一定の線引きをしてお話をさせていただいたところもございますので、若干とらえの部分でそごがあるのかなというふうに思います。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。これは事実としてこういう数値があるということなんですが、これ町で調べたデータですからね。それはそれでとりあえず置いておきまして、こうした0.23 を超える数値が示されているわけですが、これに対する結果を確認できた時点で町はどのような対応を図ろうとしたのかというか、その辺の超えた数値に対してどのような対応をされているかについてお伺いします。町長から。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。具体に基準を超えている場所の関係、これまでも例えば山下小学校の一画でというふうな話もございましたし、あるいは最近では J A 坂元の農協の倉庫でございますね、あそこの前の側溝でいわゆるホットスポットと称される部分ございましたので、 先ほどご質疑いただいたように、放射能への感受性が高いお子さんの健康を守るというふうな視点から、極力学校であるとか通学路であるとかの部分については、除染というふうなことで対応してきた部分がございます。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。そういうことで迅速な対応を図ってきたと。そういうことについてはですね。非常にそれは評価しなければならないのかなというふうには受け止めております。それで、今22か所の中で2か所という認識、報告、お話でしたが、こういった数値を独自に調べている方とか、あるいは先ほどの説明の中で、そのほかにも測定しているというお話があって、これまた評価しなければならないことかなというふうに思っているわけですが、その辺も含めてこの22か所以外で知り得た情報といいますか、住民の方々から寄せられた情報とかの中で、あるいは町がその22か所以外に独自の調査した結果で、0.23を超える地域というのはあったのかどうか、あるいはつかむ取り組みをしているのかどうかお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど具体の場所をご紹介させていただいた中の1か所ですね、坂元の 農協倉庫前の通学路にもなっている側溝の中でそういう箇所が具体にあって、町民の方が 独自に測定したその値をご連絡いただく中で、除染の対応をしたというふうな経緯がござ います。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。それでは、というようなことで、そういう住民の協力も得て、そしてそういう箇所が見つかって迅速な対応をしていると。しなくてならない話なんですが、今、町長も先ほどからおっしゃられているように、安心だと言われてもまだやっぱり不安を抱えている方々がいるという事実、現実もある中で、これは3点目なんですが、町内全域、通学路、公園、今言いましたようにまだまだあります。そういった――の子供に影響を及

ぼすと考えられる場所、それらについての測定箇所をふやす考えはないかということなんですが、これに対してはそのような明確な回答はなかったので、改めてお伺いいたします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。測定箇所の充実強化というふうなお話でございますが、先ほど来からお話しさせていただいてきていますように、徐々に測定体制の強化あるいは情報の発信というふうなことに努めてきたわけでございますが、国の方のガイドラインも示されたというふうなこと、これは重点調査対象地域の指定も受けるというふうなことでございますので、そういう中で町全体を見据えた一元的なといいますか総合的な対策・対応を講ずる中で、必要な測定場所の充実強化に努めていくのが一番いいのでないかなというふうに思いますので、まずは早目に計画づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、そういうふうな方向でぜひご理解を賜ればというふうに思います。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。ですから、そういう計画をつくっていく上でも、もういろいろな経験、体験といいますか、いろいろな情報も受けている中で、ふやしてほしいという町民の声も結構あるわけですよね。そういう中で、少なくとも今この時点で1月まで策定するということであれば、もうこの時点で町長の思い、考えというのはほぼ固まっていていいのではないかと思われるのですが、少なくとも1,000ふやせとか1万ふやせというふうな話をしているわけではないんですから、そういう考えがあるのかどうかというふうな一応質問しているんです。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどちょっと抽象的なお話に終始してしまったかなと思いますが、今 ご指摘のように、子供さんへの影響、あるいは町民の方の日常生活に直結するような環境 ですね、そういうふうなところをまずは重点的にやる必要性があるのかなというふうに思っております。これまでも取り組んできた学校であるとか保育所であるとか、道路、公園 とか遊園地、そういうふうな公共施設等を中心としたところ、あるいは個人の住宅、これ は集合住宅も含めて、その周辺の生活環境を対象にした、そんな形でまず優先順位を決めながら、重点的な取り組みの方向性をきちんと確認しながらやりたいなというふうに思いますし、先ほど来からご紹介している「ぐるりん号」の車載式の測定システムの導入等、これもまさに観測測定の充実強化の一環でございますので、引き続きこういうふうな形で 測定体制、観測体制の充実強化を図っていきたいなというふうに思うところでございます。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。そういう方向でというか、ぜひ安心ができるような箇所の設定増という のを進めていただきたいと。

そして、その計画を進めていく際に、実施する際に、また新たな問題が出てくるのかなと想定、予想をされるわけですが、といいますのは、もう今既にもろもろの要求に対して、とりわけ測定器の貸し出し、先ほども出たのかなというふうな思いはありますが、これらの貸し出しに対しましては、先ほどの答弁では、まだ測定手法等が一定していないと、信頼できないということなのかなというふうに思いますが、そういう理由からこれについては消極的なようなお話でありましたが、これにつきましては測定箇所をふやせば当然測定する人もふえなければならない。先ほど体制を聞いたのはそういう意味もあったのですが、どのような体制で実施、その計画に対してしていくのかと。その辺もこれから考えるということなんですが、しかし、すべてが職員の手だけでこういった対応を図るということは大変難しいということもあります。そうした中で、そうした申し出といいますか、やりたい、調べたいという人がいれば、それはもう当然方法の中で、手段の中に取り入れていいのかなというふうに思うわけですが、それは一石三鳥ぐらいになるかと思うのですが、本

人のためにも安心、――の安心、あるいは不安の解消、安心までしなくてもですね、ということを考えれば、こうした対策もありかなと、必要かなというふうに考えるわけですが、 改めて町長に測定器の貸し出しについてお伺いいたします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。測定器の貸し出しにつきましては先ほども申しましたように、いろいろな対応の場所で今後測定するような形にもなりますので、できるだけ一定の形で測定をして、測定結果への信憑性、信頼性が確保できるような形でやらないとなかなか厳しい部分がございますので、その辺に留意しつつ、一方ではご指摘のような体制整備も、あるいは人員の確保というようなことも必要になってきますので、町民の皆様に信頼してもらえるような測定、観測体制の強化というようなことを、ここを基本にしてこれからの除染の実施というものに取り組んでいきたいなというふうに考えております。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。測定の結果といいますか調査結果に対して、不安を抱えている町民が不安を抱えないような……、そういうことをしなくても、町で十分心配ないような体制で取り組んでいくと。その計画の中でね。というふうに受け止めていいのかどうか。今の話でそのようなお話だったので、それを確認しておきたいと思います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。町としては、行政が行う安全・安心の確保のための仕事でございますので、それが確保できるような体制のもとでしっかりしてやっていかなくてないというふうに思っておりますので、早く体制づくりをして、そしてまた早く計画をつくって、速やかな除染対応、必要な除染対応を講じてまいりたいというふうに思います。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。そういうことで受け止めておきます。期待していますということで。 次に、学校給食関係なんですが、これはこの間、今年の補正ですか、何か300万で購入するということでありましたが、この機械の機能ですが、どういった機能のものなのかお伺いします。
- 教育長(森 憲一君)はい、お答えいたします。ただいまのお話しございました学校給食にかかわる 放射能食品検査の機器の件でございますが、お話しする前に、まず文部科学省の方で、学 校給食の今までの例えば乳製品であるとか、あるいは野菜その他の食品について、従来からあったものの数字では、200なりあるいは300ベクレル・パー・キログラムという 数値がございましたけれども、つい先日、1キログラム当たり40ベクレルというふうな 数値が出ました。私どもで今現在予定しておりますのは、先進地で、例えば丸森であると か角田で購入しているものと同格の機器を導入し、その文部科学省の基準に合う、それ以下のものも測定できるそういう機器を想定しているところでございます。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。きょうたまたまお昼にそんなような報道があったのですが、朝ですね。 限界値というのですか、可能な40ベクレル……、50ベクレルしかはかれないものは、 今の――ならば対象にならないということになりますよね。そういう意味では、それ以下 ということでとらえてよろしいですね。(「はい」の声あり) はい、わかりました。いいです。

次に、最後になりますが、内部被曝、健康の問題ですね。先ほどの説明では、大丈夫だというようなお話であった、――であったかなと思いますが、そのように今現時点では健康調査をすることは、まだ必要ないという表現になるとちょっと天狗になるかと思うんだけれども、今の時点ではそこまで深刻に受け止めなくてもいいよというのが今の町の立場なのかどうか確認したいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。そのとおりでございます。県の方で設置している有識者会議ですね、こ

の中で十分専門家による検討なり指導を受ける中で、一定した中で対応していくことがも う必要だろうというふうに思います。そういうふうな方向で、今後とも被曝問題について は対応していきたいなというふうに思います。

6番(遠藤龍之君)はい。次に、2件目の質問に移ります。宅地被害の件についてです。

答弁では何とか検討したいという、今、国の支援制度はない、確かにそういう状況なんですが、先ほどの答弁の中にも見られますように、太陽ニュータウンとかかなりのり面が大きく崩れている、もう目に見えてわかるようなところはもうだれもが大変だし、その対策・対応をとらなくてならないというようなことで、これらについては多分に国の支援制度があるのかなということで、そういう中での対応をされるのかなというふうに思いますが、実はこういった支援のない被災というのも結構ありまして、とりわけ策定後に関して見ますと、最近どんどん家がなくなっているというのが、どんどんと言うとちょっと表現があれなんですが、結構何軒か。それから、これからなくなるという家屋も結構あります。というのは、相当被害を受けて、その要因になっているのがどうも地盤、宅地被害に伴うものであるということが言われているんですが、その辺の認識についてお伺いいたしたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。確かに今回の地震の中で、当初の段階では、私も津波による大きな被害というふうなことに目を奪われておったわけですが、丘通りの住宅団地を中心に結構な被害があるというふうな、そういうふうな状況にあるというふうなことは認識しているところでございますし、一定の被害を受ける中で、生活再建を考える中で、それぞれのご指摘のような判断、対応が一部あるのかなというふうには思ってございます。ただ、私としては、これまでもお答えしてきましたとおり、この被災を契機に町を離れられるということではなくて、一人でも多くの皆様が町内でそのまま何とか頑張っていただけるような、そういう町の取り組みが大切だというふうな思いの中で対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。ちょっと思いが伝わってこなかったのですが、まず、そういった被害に遭われた方々の調査なんていいますのも相当遅れた話になるんですが、皆さんどうしていいかわからないという状況でまださまよっているというのが現状であります。全くこれらについては、宅地被害については全く支援がないということだけはもう明確に示されているわけで、その中でどう対処しようかということで悩んでおられる方が相当数あります。仙台は、相当その面については進んでおられるのかなと思う面もありますが、しかし、仙台の場合は公的支援もある、あるいは市独自で対応している。それは、あっちはあっちで津波もひどかったけれども、それ以上に、山を崩して、そしてああいう大きなまちになったという経緯がある中で、山元町とは比べ物にならないような状況もあるかと思います。

しかしながら、そういう国の支援がない中で、町独自の制度をつくって、そして少しでも対応していきたいという姿勢は評価できるというか、町民からすれば要望したいところであるかと思いますが、少なくとも、まだこの被害の実態について、その辺の実態についてまだそこまでの理解がないのではないかなというふうに……。余りにもほかのところが大きいという意味で、悪い意味で言っているのではないですからね。その辺を調べて、今段々更地になっているところの関係ですが、今どうしようかと悩んでいる人も多分いると思うのです。まず地盤調査して。といいますのは、この辺、何か普通のところでないようなことも言われているんですけれども、それはもう根拠のある話ではないですから。そう

いうこともあるので調査して、そしてその人たちが安心して再建できるような方策というのを町として考えなくてならないのではないか。余り言いたくないのですけれども、この地域は町が分譲した地域ということもありますので、その辺も頭に入れながら、この辺の対策、対応というのは進めていくことが求められております。そういう意味で、町長のお考えだけでもお伺いしたい。その辺の対策、対応についてですね。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。私としては、何とか少しでも個人負担の軽減を図りたいなという思いはあるわけでございますけれども、今回、本当に津波を中心とした余りにも大きな被害の中で、すべての方の救済、支援をいかに講じられるのかというふうなことで苦慮しているところでございます。そういうようなことで、何とか今までにない大きな被害でございますので、津波だけではなくて地震そのものに対する被害の中で、大変な被害を負っておられる方々を少しでも支援しなくてないと、そういうふうな思いでこれまでも県・国の方に、そういう制度の改善、創設というふうなことに取り組んできたところでございます。

仙台市ほどの大きな財政力のあるまちであれば、一定の支援というふうなことも可能かなというふうに思うのですが、何せご案内のとおり町の置かれた状況の中で、すべてをカバーできるというのはなかなか難しいのかなというふうな思いでございます。先ほど別なところでもお答えをさせていただきましたように、被災の程度、状況をある程度見据えながらやる必要性もあるのかなと一方では思うところでございまして、その辺のバランスをどういうふうにとっていくべきなのか、これについてはもう少し検討、研究をさせていただければなというふうに思うところでございます。

6番(遠藤龍之君)はい。そういうようなところにいくと、もうすぐ愚痴的な話になってしまってあれなんですけれども、せっかく1回目の答弁で県と協議中と積極的な姿勢を示している中で、何でそういうもとに戻るような話になるのかなと。本当に理解していますか、自分が答弁した中身と。ちょっとその辺疑問に思います。つけ加えて言いますと、つけ加えてといいますか、「3次補正の中で、復興交付金事業での対応の可能性について今県と協議中」と前向きに答えているんですよ。本当に本気で真剣に考えているのかどうか、うんと疑問に思います。

今、県の復興基金は、これは国会で示されているんですが、この使途については制約はないというふうに言われています。国会の中では、この復興基金につきましては。それに対して、9件で2,000億。この数字はいつなる数字だかわからないのであれなんですが、そういう制度も国は国で考えているんです。いろいろね。そういうときに――、被害の実際の現場で、これはどうかとかなんとかって、そういうふうに悩んでいるところの話ではないんです。これはあらゆるところに言えるんですが。そういう努力、工夫というものを、そういう道もつくってもらっているわけだから、その辺に――飛び込んで、突っ込んで、そして、もしそこでその対象にならないようだったらば、そこに町長が出ていって、「いや――おら方の現状、実情を見てけろ」というようなことで対応する、そういう努力、工夫が必要なんです。

今どんどんどんどん規制緩和されてきているのは十分に感じておられますよね。それは、そういう被災者、自治体のそういう要求、要望があって国も変わってきているという背景もあるわけですから、その辺をもっと強気で、本当に後ろを向いて、そして調整に当たっていただきたいということを申し述べて、もうこれは禅問答で行ったり来たりになりますでしょうから。この件につきましてはですね。そういう中で、ひとつぜひ努力していただ

きたいということを求めまして、次に仮設の方に移ります。

防寒対策についてであります。

仮設住環境の改善についてなんですが、先ほど来、大変内容のいいご答弁いただいているわけですが、とりあえず防寒対策のすべてやらなくてならない、求められている事業のすべて終わる時期がいつになっているのか。工期ですね。防寒対策についてお伺いいたします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。仮設住宅の工期の関係でございますけれども、まず、先ほど言いました 外壁断熱材の追加、風除室の設置、窓の二重化サッシ工事、これは12月末の完了を目指 してというふうなことでございます。そしてまた、先般、本会議冒頭でご承認いただきま したエアコンについては、残念ながら来月いっぱいというふうなことでお答えをさせてい ただいたところでございますが、その件については少しでも工期を短縮できるように、寒 さ対策の目的、趣旨を踏まえてやっていきたいなというふうに考えてございます。

なお、若干先ほどの関係で補足させていただきますけれども、私としては、遠藤議員ご 指摘のとおり、今まで制度が適用されなかったからということではなくて、広い意味で使 い勝手のいい制度になっていることは確かでございますので、それを少しでも地域の実情、 実態に合ったように取り組めるように、それを今協議しているということでございます。

国の方では、大きな意味ですべて対象になるようなニュアンスで伝わってきている部分があるんですが、なかなかそれが現場段階で具体に当てはめていくと、いろいろ制約される部分が若干見え隠れしてきておりまして、その辺の今詰めを急いでいるというところでございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

6番(遠藤龍之君)はい。余り何回も同じことを言わせないでほしいんだけれども、そのときに町長が出ていって、だから、そういう国では明確に示しているんだから、そのときに現場の訴えをもっともっとそういうところで力を発揮していただきたい、あるいは必要があるということなんです。そのことを言うとまた元どおりですから。

この防寒対策についてなんですが、今の取り組みの状況についてお伺いしたつもりだったんですが、若干遅れるものもあるというようなお答えでした。ちなみに、この防寒対策について、いつごろの話だったのか。寒さ対策に対する厚労省の通知というものがあったのですが、それは理解していますか、認識していますか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先般、経緯・経過についてご説明させていただいた経過があるわけでございますけれども、2月の初めに基本的な方向性が示されたというところからスタートしたわけでございますけれども、その後、県の方から具体的な取り組みの方向性、方針が示されたのが11月に入ってからというふうなこと等もあった関係で、議会の方に予算化をお願いする時期が大変ずれ込むような形になったわけでございます。基本的にそういうふうな流れでございますが、担当課長の方から、その辺の関係もう少し経緯をご説明させていただきたいというふうに思います。
- まちづくり整備課長(森 政信君)はい、議長。ただいまの国・県からの通知の関係でございますが、 先般、エアコンの工事請負契約に関しましてご説明させていただいた際には、県から10 月の3日に寒さ対策の通知がまいったというお話を申し上げさせていただきましたが、そ の寒さ対策のそれぞれの工事の施行時期につきましては県で調整を図っており、その後、 11月等にさらに通知がまいったものですから、今回のエアコンの設置工事につきまして は、このような時期に発注になったという状況でございます。(「どういうふうな考え方を

県の方で持ってきたのか説明してください。私と同じ説明したってわからないでしょう、皆さん」の声あり)すみません、追加説明をさせていただきます。

各仮設住宅におきまして、外壁二重サッシ、風除室等の工事につきましては県が発注し施工しておりましたが、町の方で施行するという部分の居室への畳の設置やひさしの延長、それからエアコンの追加、設備の工事等につきましては、11月に入ってから通知をいただいており、それからの発注の段取りとなっておりますので、このようにずれが生じております。今回、最終でこのエアコンの工事を発注するという形でご提案をさせていただいたところでございました。

- 6番(遠藤龍之君)はい。山元町もかわいそうというか大変だ。厚労省の通知、寒さ対策に対する 通知というのが、この町まで来たかどうかということも確認したかったのですが、多分こ れは6月21日付で通知されているものですが、この通知内容につきましては知らないと いうことで私が入ってきますという、知っているんだったらばお伺いします。
- まちづくり整備課長(森 政信君)はい。ただいまお話しございました厚労省からの通知でございま すが、6月というのは現在手元に把握いたしておりません。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。町まで来ているかどうかというのは私も確認しない話ですからいいんですが、少なくとも県には、入居者の実情に応じて断熱材の追加や二重ガラス、畳、建具(網戸)などの後づけ、日よけや玄関前の風除室の設置などを追加工事した場合は、国負担の対象となるとしているということが通知されている。もう6月時点です。そこで、ほかの県は動き出して、もう8月早々からこういった対応をして、十分この寒さ対策に間に合っているというのが現状なんですが、それに対して宮城県、宮城県の中にある山元町はいまだまだ終わっていないというのは、もう寒さを迎えているのに、まだそういったものが終わっていないという実情があるということから、こういった通知がどこまで届いていたのかということを確認したかったのですが、当然県を通して町ということになれば県がよこしていないという、通知していないということになるかと思いますが、その辺の……、ですから、多分に県の対応の遅れということになるかと、あるいは不備というかまずさというか、今になっては不備ですね、その辺の実情について町長どう受け止めるか、思われるかお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。仮設住宅の対応の関係なんですけれども、ご案内のとおり一義的には県が一括して施工管理をするというふうな中で取り組んできた問題でございます。一部町としては、前にもお話しさせていただいたとおり、入居される方が希望する部屋の大きさ、これが県の方で途中からタイムリーな形で供給できないというふうなことに端を発して、それでは何とか町独自というふうな思いでやってきた部分があるんですが、しかし、それらにつきましても、どういうふうな基本的な建設の内容をやるかというのは、他の地域とのバランスもありますものですから、県がこの仮設住宅をお願いしているプレハブ協会と縷々ご相談をしながらやっているというのが実態でございます。そういう中で、例えば今議員からご指摘のタイミングで寒さ対策があったとすれば、その時点ではもう既に大半の仮設の建設が各自治体でも進んでいたというふうな関係もあって、恐らく当初の方針どおり、まずは一定の期間に完成を急ぐというふうな対応になったのではないかなというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても国からの通知、県を通じての、そしてまたプレハブ協会との県での調整 というふうな流れの中で、各市町村でどうしても対応するタイミングのずれですね、これ があるというのは事実でございます。これは、冬を迎えて入居されている方々のことを考えますと大変残念な状況ではございますけれども、そういう実態の中でこの仮設住宅の問題に取り組んできているというふうなことでございますが、いろいろな諸問題については、常々県の担当部署にも直接問題提起をしたりして、改善、改革をお願いしているところでございますが、今後とも少しでも問題点の解消に向けて努力してまいりたいなというふうに思っております。

6番(遠藤龍之君)はい。この件に関して、県の対応と町のかかわりに対しては、防火対策の中でも出てくるんですが、この仮設住宅の寒さ対策については、本当に県の対応が遅れているということはもう指摘されている。新聞紙上でもですね。ということなんです。確かに先ほどお話あったように、10月の初めにようやく立ち上げたという。そのものをもたもたといいますか、もろもろ仕事の経緯があって、最終的に実施できるのはもう1か月過ぎてようやくという、そういう県の対応に対してどのように思われるか。

あるいは、今の話の中にも若干そういう姿勢はうかがえたのですが、一方で、町長はこれまで、もろもろの施策の中で、「もろもろ県県県」と私こう言いますけれども、県が県が県がという、そのような対応もして、述べていることも実際ですから、事実ですから、そういう中で、県を本当に神様的に扱うのか。まず、この被災については、現場から出発しなくてうまくないと思うのです。さっきの話でもないんですけれども。そうしたときに、現場の声というのは相当重要になってくると思うのですが、それがどれだけ県なり国なりに発信できるかということが、非常に今後の対策上はうんと重要になってくると思う。これまでもなんですがね。その辺も踏まえて、この件に関しての県の対応について町長のお考えを伺います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。私、この仮設住宅に限らず、決して神様扱いしているわけではなくて、 国も含めて、本当に内外からの大変なご支援なくして復旧・復興はなし得ないというふう な、そういう基本的な認識のもとで取り組んでいるつもりでございます。当然、まちづく りでございますから、自分の町でできることは主体性を持ってやらなくてないという基本 は、それは十分承知しているつもりでございますけれども、それは被災の規模、内容によ りけりだろうというふうに思いますので、その辺との連携をきちんと確保してやらなけれ ば、財政的な支援の問題、あるいは次の問題になるマンパワーの確保の問題、すべて関連 してくる問題だろうというふうに思います。

そういう中で、仮設住宅、必ずしもスムーズな形で県の対応がなされていないというふうなことは大変残念な思いでございます。ただ、一方で、本当に短期間の中でこの仮設住宅の建設を急がなくてないという部分もあるものですから、その辺の関係も若干考慮しながら、県の対応について非常に残念な部分があるというふうに思っております。

6番(遠藤龍之君)はい。寒さ対策のほかに仮設住宅ということでお伺いするわけですが、寒さ対策の三つ目なのかな。今、住民の方々から寄せられている、ある不安を寄せられていますけれども、水道凍結の対策というのは十分なのかどうかというような声も寄せられています。私も直接構造を見たときに、床というか床――なんですけれども、穴の上に家が乗っかって、空間がある。そこに水がたまったり、あるいはたまらなくても相当そこは凍結の対象になるのかなという心配を勝手にしているわけですが、その辺の対策、対応というのは今からあるのかどうかお伺いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。仮設住宅の住環境問題につきましては、春先からスタートする中で、季

節に応じた対策、対応が求められている実態にあるわけでございますが、今の水道管の関係についても、これまでの寒さ対策等を振り返ってみますと、ここで一度寒さ対策に備えたチェックをする必要があるのかなというふうに思いますので、もう一度原点に返ってその辺の仕様がどういうふうになっているのか確認をしながら、そしてまた必要であれば必要な寒さ対策の工事もしていかなくてないというふうに考えてございます。

- 6番(遠藤龍之君)はい。そうすると、水道凍結防止については、今のところ具体の対策はないということで、今後考えるというふうに受け止めてよろしいのですね。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほど申し上げましたように、季節が変わることによっていろいろな課題が出てきているわけです。私の基本的な仮設住宅に対する認識としては、これまでの大きな災害が繰り返される中では、なかなか仮設住宅の改良といいますか、そういう部分というのは残念ながらそれまでの一定の取り組みというのはちょっと疑問な部分がございます。寒さ対策が必要な地域で本当に十分に対応できる設計仕様になっているのかという点では、これまでも大変いろいろ苦労する場面がありましたので、それは一度どういう状況になっているのかをチェックしなくてないということでございます。本当にそういうふうな形になっているのかですね。

ただ、これは、各議員にもご理解いただきたいのは、とにかく1か月間で完成しなくてない。突貫工事でやってきたわけです。もともと、だから私が申し上げたように、望ましい形での設計仕様になっていなかった部分が今回いろいろ露呈してきたわけでございますので、そこの部分の共通理解をぜひお願いしないと。なかなかこれ町だけで解決できる問題でもございませんので、これまで仮設住宅の供給を担ってきたいわゆる国交省なり厚労省を中心とした、仮設住宅の供給体制の問題とか仕様の問題とかいろいろあるわけでございますので、まず少しでも仮設住宅に入っている皆さん方の環境の改善に取り組めるように、今の水道管の問題も含めて対応してまいりたいというふうに思います。

6番(遠藤龍之君)はい。余り町長の愚痴は聞きたくないのですけれども、次に、そういう状況に あるという、今後、対策をとるというふうに受け止めました。

あと防火対策についてもなんですが、これも、この対策については、県としては気仙沼の火事があって初めて動き出したというようなことも言われています。そして、ようやく、きのうきょうで1件ずつ配ったと。消火器ですね。それ本当に今の時期でいいのかどうかということもあるんですが、これも県の対応が相当遅れていると。消火栓の防火対策ですね。ということも指摘されておりますし、そのときに何で町独自に考えられなかったのかなというのが私の疑問であります。その前にいろいろ言いたいのですけれども、時間もありますし、この防火対策については町独自の考えというのはなかったのですか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。仮設対応は基本的に、先ほどから申し上げているとおり、基本が災害救助法の中での枠といいますか基準があって対処してきているというふうなことでございますので、その辺の基本的なご理解、そしてまた県の方で基本的には一元的な対応をしているというふうなことで、被災地全体の一定のバランスというようなものも必要でございます。山元町だけがよくて、ほかがだめだと。あるいはその反対でもうまくないわけでございますので、どうしてもそういうふうな調整に時間を要している部分が多々あるのかなというふうに思っているところでございます。

防火対策についてもしかりでございます。全体に、ある期間まで設置しなくてないとなると、それの数の確保の問題とか納入の時期の問題とかいろいろあるわけでございまして、

その辺をいろいろ調整しながらやっているというのが実態でございます。いずれにしても、 一つ一つが少しでも早く対応できるように取り組んでいかなくてないと、取り組んでいき たいというふうに考えてございます。

6番(遠藤龍之君)はい。別に、これがだめだった、あれがだめだったということで、それを問題にしているつもりはさらさらありませんから。ただ、この件につきましても、もう10月の半ばにそういった事態がありまして問題が――。それから県もようやく動き出したという。ですから、いいとは言いませんけれども、そういう流れの中で。しかしながら、それをその時点で少なくとも町独自に防火体制……、そのときは多分県の仕様で一つの棟ごとに一つということで多分設置はされているんだと思います。しかし、あれを見ますと、私ちらっと見たのですけれども、真ん中にあるところとか、あとこっちにあるところとか、あとどこにあるかわからないところとかって結構あります。住民の方々がそういったものを教えられて、何かあったときにここに消火栓ありますよ、消火器ありますよというふうに周知されていれば、それはそれで結構なわけです。それでも足りないということにもなるわけですが、その辺の取り組みの姿勢といいますか、せっかく、気仙沼の仮設住宅には申しわけないのですけれども、そういう課題を提供していただいたわけですから、その時点でなぜ考えられなかったのかということを指摘していって、大変だというのは十分にわかりましたから、指摘だけにとどめておきます。

あわせて、しかし、今後もこの火災、防火体制で考える、そこでも言われているんですが、箇所箇所で違うのです。低いところと。その仕様を見ると、玄関先で火事になったら逃げ場がないというのが経験でもあるんですが、確かに高齢者の方々は、特に東田の方から当初から問題にされていたんですが、問題というかね、年寄りがあの窓を越えて外に逃げられないというようなことも指摘されていました。この辺の経験ではね。その辺の対策も、なったときにどうするんだかというのは、物であれするのか、何で対応するのか、人で対応するのかということもあるんですけれども、その辺も十分、先ほどの答弁の中で山元消防署云々というのがありましたから、その中でも対応するのかと思いますが、こうしたことでぜひ、もうならないうちにそういった対策の強化というのも取り組んでいただきたいということにしておきます。答弁は要りません。

それから、自治組織についてなんですが、どうも行政連絡員の方の位置づけがいまいちのみ込めないというか、という部分はあるんですが、行政連絡員さんのそもそもしなければならない、あるいは町で求めている仕事というのはどういう内容のものか、位置づけについてお伺いいたします。

- まちづくり整備課長(森 政信君)はい、議長。行政連絡員の方につきましては、各仮設住宅におきます問題点等の調整等を行っていただき、あるいは町から、関係各課からの配布資料等につきましてお願いしております。協議会連絡会という形で開催しており、これまで物資の関係とか、それから入居の調整とか、それからただいまお話にありました寒さ対策の工事の概要説明、そういったものを会合の場におきまして調整をさせていただいております。
 - 6番(遠藤龍之君)はい。何で今ごろまちづくり課長が答えなくてないの。さっきのは、ここで答える。課長はちゃんと自分の仕事を自覚して、私に答えるものと答えないもの……、人のとき答えて……、その辺について確認します。だれにこれを聞けばいいのか。仮設住宅の担当はまちづくり課でなくて、担当窓口をつくったということで答弁されているんですよ。その辺についても聞きますが、全く自覚ないんでないですか。仮設住宅担当というか仮設

住宅に関しては。ですから、一つ一つがみんな無責任になって、無責任とは言いませんが、 どこがおれの仕事かという、その仕事の範囲がわからないから、やらなくてないこともや れていないし、あるいはやれることもやっていないといいますかね。その辺の疑問をまず 呈しておいて、それは別な部門でまた確認しますから。改めて今の質問に対して、今の質 問というかまちづくりが答えた質問に対して、改めて責任のある方が答えてください。

保健福祉課長(齋藤三郎君)はい。保健福祉課からお答えします。

仮設住宅につきましては、行政連絡員連絡協議会を保健福祉課内に立ち上げまして、生活再建に向けた各種支援事業、また仮設住宅からの要望、また行政からの伝達等々の業務を連絡協議会の中で担当いただいております。以上です。

6番(遠藤龍之君)はい。あわせて、応急仮設住宅等連絡会についてお伺いします。

一応説明されているわけですが、その目的、役割というものを改めてお伺いします。 保健福祉課長(齋藤三郎君)はい。お答えいたします。

応急仮設住宅連絡会の目的といたしましては、東日本大震災により応急仮設住宅に入居している住民の方々が、仮設住宅での生活が円滑で安心して暮らせるよう、各支援団体が提供する支援活動や入居者のニーズに即した支援活動の調整、仮設住宅からの情報交換など、生活再建に向けた各種支援事業等の連絡調整を図ることを目的に設置いたしております。以上です。

- 6番(遠藤龍之君)はい。そんな関係があるので、区長とは違うんですよね。その辺のところが、 行政連絡員というのは、こういう説明がなければ、どうしても区長というか行政区の自治 組織ということになれば、そういう役割を果たす方なのかなというふうに、あるいはそう いう役割も与えられているのかなというふうに受け止めているわけですが、その辺がどう もいまいち通じてこない、見えてこないということがあるので確認しているわけですが、 改めてお伺いします。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。お尋ねの行政連絡員の関係でございますけれども、一つは、仮設住宅内の円滑な自治会活動といいますか、そういったものを期待しつつ、また加えて、仮設住宅の入居者のさまざまな問題、不安、こういったものの解消、解決を図るための情報確認の場としての連絡会、応急仮設住宅連絡会、こういったことがございます。そして、そういった中で、団地内の意見を集約されたものと行政側との連絡調整的な部分、こういったものの重要な役割を担っていただいているということでございます。

基本的には、行政区長と行政連絡員とは、自治体的な機能を期待する中で、行政側とすれば、町側とすれば、そういった一翼を担っていただきたいという期待は持っておりますけれども、現実的にはまだそこまでに至っていないということで、今後、町長が答弁されましたように、行政側としても自治会の円滑な運営に資するべく、行政としても必要な支援を継続してまいりたいというふうなことでございます。

6番(遠藤龍之君)はい。自治会的な活動等々ということになると、当然、行政区長としての役割も大きく果たす、あるいは果たさなければならないのかなというふうに受け止めますし、逆に言うと、まさに今仮設住宅においてはそうした方が必要だと。そういう役割を担う人が必要だというふうに考えるわけですが、その辺の役割分担には、この答弁にもある、今後考えていくということで受け止めていいのかどうか。そのように受け止めます。この辺については、本当に明確に示して、安定した自治会活動あるいはいろいろな仮設住民の要望、要求も受けるというようなこと、連絡会の方でですか、そうしたものをスムーズに受

けられるような、そして対策、対応を講じられるような体制というのはぜひとも明確にして、そして進められたいということを強く求めておきます。

その中で、中でといいますか、実際、先ほど住宅対策はどこが担当しているかということで、最終的に保健福祉課というのが明確になったわけですが、しかしながら、今、仮設住宅の問題の回答はまた総務課長がしていると。あるいはまちづくり。まちづくり課の関係では、建設関係の仮設関係の維持管理等々ということで、今のところそれは理解できるのですが、しかしながら、その中でまだ十分な役割分担が明確になっているのかというと、寒さ対策の中で、この間あったファンヒーターとかこたつとか、こたつでない三つのありますね、その入札の責任者はどこで担当しているか、それはまちづくり課が担当しているということ。全くどこをどう見ればいいかわかりません。何でまちづくり課が……、その分で、何でまちづくりが担当したのか。このことはだれに聞けばいいんだべ。答えられる人に答えてもらいます。というのは、こっちもどこを指名しいしい、だれに聞いていいかわからない話をするんだから。とりあえず質問します。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。仮設住宅の関係は、ご案内のとおり非常に多岐にわたるわけです。先ほどの行政連絡員の関係もしかりでございますけれども、これは基本的には総務課の方で行政連絡員の関係というようなものが出てきますし、例えば寒さ対策につきましても、物によっては備品扱いと。いわゆる建物と一体となった備品の一部というふうなことで、今回準備するものもあったりというふうなことでございます。そういうふうなことで関係課が保健福祉課になったり、物によってまちづくり課になったりというふうなことで、そういうふうな意味で庁内での連絡調整を密にしながら、仮設住宅の住環境の改善なりに取り組んでいるというふうな実態があるわけでございます。すべては、ある意味、過渡期にあると言ったらいいでしょうか。建設から始まって入居。入居から少しずつハードからやる。そしてソフト的な対策、対応が求められてきている中で、それぞれの業務を所管しながら連携プレーの中で仮設住宅の対策、対応に当たってきているというふうな状況でございます。

ただ、今後につきましては、先ほども申し上げましたように、入居者の皆様に対する災害支援対策が、ワンストップでスピーディーに対応できるような体制づくりも進めていかなくてないというふうなことは、先ほどお答えしたとおりでございますので、そういうふうな方向でのさらなる努力をしていきたいなというふうに思っております。

- 6番(遠藤龍之君)はい。今の答弁、答えになっているのかどうか、ちょっとというふうな、理解はできないのですが、一番重要な部分だと思うのです。仕事を進めていく上でね。こういう組織をきちんと。そこから発生している問題が多々あると言ってもオーバーな表現ではないのかなというふうに思いますが、改めてお伺いいたします。今、具体的に仮設住宅の中で、さまざまな要望、苦情等々があるかと思われますが、今現時点でどこが担当窓口になって対応されているのかお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。現在の体制の中で、全体的な対応については保健福祉課ということで、 先ほどもご説明したとおり、そのための仮設住宅対策の担当を8月から設置したというふ うなことでございます。ただし、最初から、多岐にわたる仮設住宅対応を保健福祉課だけ でやれる状況にないというふうな状況があるものですから、先ほど来から申し上げている とおり、それぞれ手分けをしてやらざるを得ないというふうな状況があることもご理解を いただきたいというふうに思います。極力窓口を一本化する中で、あとは内部の問題でい

ろいろ調整ができるようにしていかなくてないというふうに思います。

6番(遠藤龍之君)はい。8月から設置しているということだから、その後、まだなおそういう問題が起きているから、今確認の意味でずっと質問しているんですけれども、まだそういう意味では同じような答えでした。私の今までの質問は何だったのかと、自分でも悲しくなってしまいますが、それ以上、私答えになるのかなというふうに受け入れて……。

次に、一部損壊の財政支援、全くその考えがないということですが、この辺についても、 町長の受け止め方、認識というのが、非常に軽微というような表現を使っておられるので すが、その軽微の内容を……、軽微とはどの程度が軽微なのか、町長の頭での軽微とはど ういう内容なのかお伺いします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。この辺の関係については、いろいろ基準がもちろんあるわけでございますので、そういう中で、まず建物全体の評価をしながら、基準に沿って区分けをしていくと、分離をしていくというふうな状況でございます。この辺は技術的な観点もございますので、これは担当課の方からお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、税務課長よろしくお願いします。
- 税務納税課長(平田篤司君)はい。ただいまのご質問の一部損壊でございますけれども、これらにつきましては、全体的に土地並びに建物も同じですけれども、20パーセント以下が一部損壊という形で評価基準になっております。これについては、り災においても同じ形でなっておりますので20パーセント以下と。それに対しては、減免措置にも該当しないというような基準になっております。以上でございます。

大変失礼いたしました。 2 0 パーセント未満でございます。訂正して回答させていただきます。

6番(遠藤龍之君)はい。20パーセント未満でも以下でもいいんですけれども、以上でもいいんですが、全くそれでは財政支援のない、国の支援、もろもろの支援のない方に対して、町として独自の施策としてないかということを聞いているんですが、これに対しては町はその考えはないというふうに受け止めます。そういう答えです。

最後に、県の商店復旧支援補助金制度の町の対応についてですが、これは非常にいい制度だと。いい制度って、先ほどの答弁の中にもありましたように、期間が短くて、あるいは条件が複雑でなかなか、本当は受けたかった方々も、そういう背景で受けられなかったという方がいたようです。それらの話を受けて、県では再度その制度を再開するといいますか、金を積み増しして対応するというふうな話になっております。その辺の県の事業と言わずに、町もその窓口になって周知徹底を図り、対象者の皆さんがひとしく、ひとしくといいますか、希望する方々にその制度が受けられるような、そういった対応をしていくべきだということを求めるという質問です。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。ご指摘のような商店への支援制度、本来であれば町を経由すべきような 内容ではあるんですけれども、今回は被災市町の業務の軽減というふうなことなんでしょ うか、残念ながら町を経由しない形の、事業者の皆さんが県直接に申請するというふうな 仕組み状況でございます。ですから、そういう中で残念ながら、例えば町で具体に何件ぐ らいの方が手を挙げられているのかと、あるいは具体に何件ぐらい該当になったのかとい うのをまだ共有できないような状況でございますが、いずれにしても、その仕組みは別に しましても、議員おっしゃるように、いい制度は広くタイムリーに周知をして、一人でも 多くの皆さんにご利用いただくということが肝要でございますので、そういう形での取り 組みをしていきたいということでございます。

議長(阿部 均君) 6番遠藤龍之君の質問を終わります。

議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩します。再開は4時35分といたします。

午後4時25分 休 憩

午後4時35分 再 開

議長(阿部 均君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君)本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

8番佐藤智之君の質問を許します。佐藤智之君、登壇願います。

8番(佐藤智之君)はい、議長、8番。私は、平成23年第4回議会定例会におきまして、次の2 件について一般質問をいたします。

その1件目は、仮設住宅の住環境の整備についてと雇用対策についてであります。

①の要望の多い防犯灯の増設については、前回、第3回議会でも取り上げ、その後、増設もされたようですが、各仮設を見ますと、一つには駐車場やその周辺、また仮設と仮設の間の町道、例えば内手と東田の間。また、その仮設のすぐわきを通る町道、具体的に言いますと西石山原の南側の町道。また、仮設への県道、町道の入り口、さらに各仮設の集会所の入り口やその周辺であります。そして、現在、各棟1軒置きに防犯灯がついておりますけれども、できればこれを全棟につけたらいいのではないか、そういう思いもあります。ということで、安全防犯対策上さらに増設の要望が多いので、早急に検討を進めて防犯灯の増設を行うべきであります。

②は、あの $3\cdot11$ の大津波で職場、会社が流され仕事を失った方々が、来年、明年1月から、10か月間の失業給付が終了する人たちが増大することから、深刻な失業問題が懸念されます。そこで、緊急雇用対策等の拡充をするなど、町として対策を伺うものであります。

大きな2件目の町道・のり面の大規模崩落による倒壊寸前の民家の救済策についてでありますが、太陽ニュータウンや高瀬ガーデン内の道路、のり面の大規模崩落した関連で、 災害を受けた個人宅地への補償等について確認をいたしますが、今回の第3次補正の中に 該当するメニューがあるかどうかを伺うものでございます。以上2件について伺います。

議長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。佐藤智之のご質問にお答えいたします。

大綱第1、仮設住宅の住環境の整備と雇用対策についての1点目、防犯灯の増設についてですが、各仮設住宅には、建設時から各棟ごとに防犯灯が1基設置されております。しかし、住居等から離れている駐車場や進入路に明かりがない状況でありますことから、町では10月から、1団地当たり5基から8基程度、LED防犯灯の増設工事を行ってきたところでございます。

一方、複数の支援団体から仮設住宅団地への防犯灯設置の支援をいただいておりまして、 現在その設置箇所や時期につきまして、該当する各団地の行政連絡員と協議を進めている ところでございます。

なお、町道の通学路ですか、これを中心としたところの関係についても工事を発注済み

でございまして、例えば先ほどご指摘いただいた内手、東田、これにつきましては、小中学校方面から団地を通って高瀬の方、そしてまた西石山原の団地の方までの通学路に防犯灯の設置も取り組んでいるというふうな状況がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。いずれにしましても、今後とも住環境の改善に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、2点目の失業給付の終了に伴う雇用対策についてですが、失業給付については、震災に伴い特例延長給付を受けているところでございます。これは、大きな被害を受けた10県の220市町村の失業者に対し、給付の延長期間を従来の60日から120日まで拡大し、その後、岩手、宮城、福島3県の沿岸部の計45市町村で、さらに90日間延長されているものですが、議員ご指摘のとおり平成24年1月以降、給付期間の短い失業者から順次給付期間が満了となってまいります。

先日の報道によると、厚生労働省では、1月から3月に給付がなくなる失業者を、岩手、宮城、福島3県の沿岸部の計45市町村で約7,000人と推計しているところでございます。町では、緊急雇用創出事業による雇用の確保に努め、現在まで前期と後期合わせて延べ167人を雇用してきたところですが、一部の業務については募集定員に満たず欠員があることから、1月以降の募集を実施しているところでございます。来年度においても、緊急雇用創出事業などにより、引き続き雇用対策を実施してまいりたいと考えております。次に、大綱第2、町道・のり面の大規模崩落に伴う民家の救済策についてですが、被災

次に、大綱第2、町道・のり面の大規模崩落に伴う民家の救済策についてですが、被災した道路や水路、のり面等の公共施設の復旧は、公共施設災害復旧事業で対応することとなりますので、基本的には原形復旧での対応となります。したがいまして、太陽ニュータウンや高瀬ガーデン内の大規模崩落については、道路等の公共施設が対象となります。

議員ご質問の民家の崩落した擁壁等の復旧への補助に関しては、現段階では補助の対象になっていない状況にございます。このため、今回のような激甚災害に伴う周辺の宅地周りの擁壁、宅盤等の復旧など、被災家屋に対しての支援については、国の3次補正の復興交付金事業での対応の可能性について、現在、県と協議中でございます。早急に結論を得られるよう努めてまいります。以上でございます。

- 8番(佐藤智之君)はい。今の町長の回答の中で、該当する各団地の行政連絡員と協議を進めているところだと。この場合、行政連絡員の目の届かない箇所も中にはあるかと思います。そこで、仮設住宅に住んでいる方々の意見を十分に踏まえながら、その辺を進めていった方がいいのではないかと思いますけれども、この点についていかがですか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。仮設団地の方には行政連絡員、そして棟ごとの班長さんがおられるというふうな仕組みでございますので、一義的にはそういう体制の中で、団地内の状況把握に努めてもらう中で改善に努めていきたいというふうに思いますけれども、極力そういう体制の中で、団地内の問題の発見なり集約を図っていければなというふうに思います。それでカバーできない部分については、ご指摘の部分も含めて対応する必要があるだろうというふうに思います。
 - 8番(佐藤智之君)はい。それと、答弁の中で、設置箇所や時期についてと。大体いつごろの時期 の思いなのか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。今、調整中ということでございますので、その調整が終われば速やかに というふうな思いでございますが、なお担当のまちづくり課長の方からその辺若干の補足 はさせていただきたいというふうに思います。

- まちづくり整備課長(森 政信君)はい、議長。ただいま町長からもご説明ございました各仮設団地 への防犯灯の支援ということで、支援団体関係からお話が来ておりまして、防犯灯の追加 でLED関係を30基、太陽光発電関係を90基、これは協議が整えば取りかかれるということでお話をいただいておりますので、整い次第調整を図りたいと思っております。
 - 8番(佐藤智之君)はい。これは、安心・安全にかかわる問題なので、特にこの件については急ぐ べきであると、このように申し上げておきます。

それと、最初につくった住宅、これは従来の蛍光灯スタイルですよね。最近のやつは明るいLED電気になっておりますけれども、これも今後順次LEDに切りかえていく考えはないかどうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどご紹介させていただきました支援物資の提供団体からの内訳を申し上げますと、LEDが30基、太陽光式が90基というふうな状況でございます。ですから、必ずしも今ご要望のあった方向に統一するというふうな対応はちょっと難しい面もございますが、町が設置する部分については極力そういうふうな方向で取り組んでいくようにしてまいりたいというふうに思います。
 - 8番(佐藤智之君)はい。次に、②の方に移り、雇用対策について移ります。 答弁の中で、これまで前期・後期合わせて延べ167人を雇用してきたと。現在、何名 の雇用になっているのか。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。現在の雇用は、直接雇用で64名、委託による関係で19名でご ざいます。
 - 8番(佐藤智之君)はい。そうしますと、合計83名ということですね。それで、たまたま「広報やまもと」12月号の記事を見ましたら、ハローワーク仙台で巡回相談を実施中のようでございます。既に始まっておりますけれども、きのう現在で7か所、このスケジュールが終了しているようですけれども、昨日までのハローワーク仙台の相談の件数どれくらいあったのか、おわかりであればお答えをいただきたいと思います。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。この相談者につきましては、直接ハローワークが各施設、集会所等に伺っておりますけれども、うちの方で話を聞いているのは、1会場大体5、6人ということでハローワークの方からはお話は伺っております。
 - 8番(佐藤智之君)はい。それで、今後、町長、この機会を、毎月やれればいいんでしょうけれども、今後とも機会あるごとに、例えば隔月ごととか、毎月が理想ですけれども、これを設けていくべきだろうと。仙台まで、あるいは大河原まで、場合によっては相馬まで行くのも、足のない方もいらっしゃるでしょうし、その辺の検討をハローワーク仙台と相談されてはどうか。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい。出前といいますか、地元に来ていただいてのハローワークの相談受け付け、これについては少しでも継続してやっていただけるように取り組んでまいりたいというふうに思ってございます。
 - 8番(佐藤智之君)はい。それから、先ほどの回答の中で、欠員があることから、1月以降の募集 を実施していきたいと。大体何名ぐらいの募集を予定しているのか。
- 産業振興課長(渡辺庄寿君)はい。1月から募集対象にしているものが、一般事務3名、農業の復興 政策事務ということで1名、あとは放送補助事務1名、これはりんごラジオの関係の方で ございます。5名の募集を行っております。
 - 8番(佐藤智之君)はい。1月以降、失業者の給付が切れる人の人数から見ると、非常に5名とい

うのは心もとない数字だと。そのほかに何か町として考えられる事業はないのかどうか、 その辺いかがですか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。これまでもいろいろ知恵を出しながら取り組んできたところでございます。思い出回収事業で、写真の修復とかも含めてやってきたところでございますが、もう少し知恵を絞る中で、あるいは他の自治体の取り組みなども参考にできるところは参考にしながら、雇用の確保に努めていきたいというふうに思いますし、あるいは町の臨時職員等による緊急雇用ということだけでなくて、これから取り組む災害廃棄物いわゆる瓦れき処理ですね、2次処理を大手の方に取り組んでいただくというふうな状況でございますけれども、そこの中では、地元の雇用というふうなことでも150人ほどの雇用を予定していただいておりますので、それなどもPRしながら、少しでも多くの皆さんに働いていただけるようなそういう取り組みをしてまいりたいというふうに考えてございます。
 - 8番(佐藤智之君)はい。それと、町長、これ私からの提案でございますけれども、町長みずから町内の企業に出向いていって、そこの所長さんなりあるいは人事担当の方に直接会って、何とか採用、雇用の機会がないかどうかこれを交渉してはどうかと思いますけれども、その辺町長いかがですか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。ご指摘ごもっともでございます。私もこれまで、今議会にお願いしております復興計画ですね、この策定にかかりきりな部分もございますので、ぜひご承認いただく中で、次の手だてとしてはそういうふうな町内での雇用の確保、あるいは町としても大きな仕事をする上に必要なマンパワーの確保ですね、これらについてみずから町内の事業者に会ったり、各自治体の方に直接足を向けるなりして対応をしていきたいと、こういうふうに思います。
 - 8番(佐藤智之君)はい。 2件目の件でございますけれども、先ほどの町長の回答の中で、今後とも第3次補正の復興交付金事業での対応の可能性について県と協議を進めていると。そういう中で、たまたまこの前、特別委員会等にお示しをいただいた第3次補正の復興交付金事業の中で、今回示された事業スケジュールの行動計画の中で、宅地造成滑動崩落緊急対策事業、いわゆる宅地周りの土留めブロックを緊急的に復旧するとなっている。これを効果促進事業としてぜひとも活用し、関係する住民の皆さんの負担を軽減していってはどうか、町長の判断を伺うものでございます。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私としては、何とか今回の大きな被災の個人的な負担を軽減する救済策、 支援策を講じていかなくてないと、講じていきたいというふうな思いは強いものがあるわ けでございますが、そういう中で今度の3次補正の制度をうまく活用して、具体の救済策 につながるような形を講じてまいりたいというふうに思っているところでございます。 先ほども遠藤議員にもお話ししたとおりなんですが、大筋でといいますか、大きな枠組み の中では限りなくこの支援を受けられるような方向性は出てきているんですが、一つ一つ の具体の場面になりますと、結構それなりの該当するのかしないのかシビアなチェックも 受けるんですが、それはそれとして、被災者の皆様の生活再建に向けて、少しでも支援が 措置されるように取り組んでまいりたいなというふうに思うところでございます。

担当室長の方から若干補足させていただければというふうに思います。

○災害復旧室長(庄司正一君)はい、議長。概要については、町長のお話ししたとおりでございます。 町長の回答の中にもありましたように、個別具体的に事例をもって県と協議をさせていた だきながら、回答したいというふうに考えております。 今回、基本的には、公共施設災害においては公共施設のみの工事復旧と、それに伴って 関連の宅盤等についてはできるものはやりたいというふうな方向で進んでおりますが、ほ かの市町においては復興基金なんかを活用しての対応というふうな事例もあります。その 辺も踏まえて我々も検討していきたいなというふうな考えを持っておりますので、よろし くご理解を賜りたいというふうに存じます。

- 8番(佐藤智之君)はい。今後、その辺、県との協議の中で十分に納得のいく交渉をされて、ぜひともこの難事業を解決していただきたいと。また、今後、該当する世帯に対しまして、よく丁寧に説明をしていっていただければと、このように思いますけれども、その辺を聞いて終わりといたします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。この被災されて困っている方々に、行政としてどういうふうな形で支援 可能なのか、あるいはどういうところが難しいのか、その辺はきちんと受け止めながら、 そしてまた説明責任を果たせるような、そういう対応をしてまいりたいというふうに思い ます。(「終わります」の声あり)
- 議長(阿部 均君)8番佐藤智之君の質問を終わります。
- 議 長(阿部 均君) 7番齋藤慶治君の質問を許します。齋藤慶治君、登壇願います。
 - 7番(齋藤慶治君)はい、議長、7番。これから、平成23年第4回定例会において、復興計画を早期に事業着手できる体制整備をすべきとの観点から、2件について齋藤町長の所見を伺うものであります。

早くも、3・11東日本大震災から9か月が過ぎました。被災した多くの町民は、山元町の早期の復興と一日でも早い町民一人一人が安心して暮らせることを切望しています。町民は、一日も早い事業着手と完成を願い、私たち行政に熱い期待をしております。私たち行政を預かる議会、町長は、多くの町民の期待にこたえるべき重い重い責任があると思います。復興計画を一日も早く事業に着手し、事業の具現化のために全力を尽くすことが真に求められていると思います。

1件目の質問に入ります。復興計画策定スケジュールについてお伺いいたします。

一日でも早い事業着手には、復興計画の「基本構想」「行動計画」、すなわち事業スケジュール等の策定決定は不可欠であると思います。特に24年4月の事業スタートには、国への交付金、特区の申請・承認等は必要と思われます。国は、第3次補正で約3兆7,000億もの財源の保障をしました。また、特区への法律整備も12月に復興特区法の成立を見ております。町民は、早期に本町の行動を求めています。これらの申請、策定へのスケジュールについて具体的にお伺いしたいと思います。

2件目として、職員の人手不足への対応についてお伺いいたします。

早期の事業の着手、完成には、人材の不足は明らかです。行動計画を見ても、現在で約176ほどの事業数、どの事業をとっても本町では経験のない規模、事業費であると思います。特に、土木系の技術職員や用地交渉に当たる職員数の不足は深刻な問題だと思います。膨大な事業数、予算規模、そして町民の切なる願いである一日でも早い復興を実現させるために、役場組織、人材の確保は最重要課題であると思います。この8年間で復興計画を確実に実施するための組織、人材の確保について町長の所見をお伺いいたします。以上であります。

議 長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。齋藤慶治議員のご質問にお答えをいたします。

めているところでございます。

大綱第1、早期に事業着手できる体制についての1点目、震災復興計画策定スケジュールについてですが、震災復興計画は、基本構想と行動計画の2部で構成しております。目指すべき将来像やそれを達成するための基本方向を定めた基本構想については、本議会に提案しているところでございます。一方、行動計画は、その基本構想を具現化するための事業やスケジュールを示すもので、現在、基本構想のご審議と並行して事業の取りまとめを進めているところであります。

復興管理事業につきましては、国の3次補正予算及び関係法案の成立により、町の負担なく執行できることとなりました。現在、この国庫補助の対象となる事業を中心に行動計画の策定作業を進めておりますが、国の財政支援や事業を迅速に推進するための特区の認定を受けるためには、町の復興計画に基づき復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の三つの計画を策定し、国に提出する必要がございます。三つの計画のうち、復興推進計画は公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の緩和や鉄道ルートの変更に係る手続の緩和などの特例措置を受けることができるもので、復興整備計画は、農用地区域内、農地における農地転用の特例的許可、さらには事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで行うなど、土地利用に係る手続が迅速に処理できるようにするものでございます。さらに、復興交付金事業計画は、いわゆる5省40事業と言われる基幹事業及び復興の効果を促進する効果促進事業について、交付金の支給により地方の負担なしでの事業執行を可能とするものでございます。特に効果促進事業につきましては、地方のアイデアによ

そして、復興特区関連の計画のスケジュールでございますが、年度内の計画承認となることから、1月には国への提出を求められると想定しております。本町における復興事業がいち早く実施できるよう、現在、計画策定の準備を進めておりますが、交付金関連事業については、国への提出時期に合わせて町の補正予算を組むことも必要なことから、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

り地方負担なしで実施できることから、現在策定中の行動計画に反映させるよう検討を進

次に、2点目、職員不足への対応についてですが、町にとっての最優先課題は、震災からの復興をいかにスピード感を持ってなし遂げるか、また、町の将来を見据え、町が抱える課題にいかに対応していくかに尽きるものと考えております。具体的には、今議会に提案しております山元町震災復興計画の基本構想に掲げる住まいる(スマイル)プロジェクトを初めとする五つのプロジェクトの実現に向けた取り組みに加え、総額で約3,500億円とも見込まれている行動計画に盛り込まれる個別事業の具現化に向け、各種制度を活用しながら着実に事業展開に結びつけていかなければならないと考えております。

これらの震災からの復旧・復興に係る各種施策は、行政のあらゆる分野にわたっており、 膨大な事業量が想定されるとともに、事業によってはより高い専門性が求められるものも 多数含まれていると理解しております。

なお、この震災関連事業の執行に伴い、12月補正段階ですが、今年度の一般会計をとっても平年ベースの約6倍となる約300億円を超える予算を計上するに至っております。また、今後の復興計画期間中においても、毎年相当規模の予算執行が求められるものと予測しております。しかしながら、これらの事業執行体制を考えますと心細い限りであります。

この際、これまでの町の取り組みを触れさせていただきますと、平成17年度の合併の 見送りを契機に、我が町は自立のまちづくりを余儀なくされた経緯もございます。行財政 改革の名のもとに、人件費の総額抑制を図るべく210名の職員を、職員定数を171名 まで39名削減し、実人員数ぎりぎりまで絞り込んできた結果、現在でも必要とする職員 数、特に土木建築系の技術職員が不足している状況にあります。

また、先般の大震災に伴い、災害応急救助関係事務を初め、生活再建支援関係事務、応急復旧事務、さらには復興関係事務と、日がたつに従い対応が求められる事務内容も多岐にわたり、これに対応するため職員は長期間にわたり時間外勤務を余儀なくされ、体調面で不調を訴える職員も少なくありません。職場環境として非常に危惧される状況にあるのではないかと受け止めており、このような問題についても速やかに解消を図る必要があると考えてございます。

発災以降、宮城県を初め県内の市町、遠くは北海道札幌市から九州の宮崎県まで、多くの自治体から人的支援を受けてまいりました。昨日現在で21人の職員がおります。そして、延べ人数換算いたしますと、実に1万2,200人を超える多くの職員の方々の派遣をいただきながら、何とかここまで復旧事業等に取り組んでまいりました。しかし、今後予定される各種事務事業を通じて、復旧と復興計画の着実な実施を図るためには、技術系職員を中心とした職員体制の充実強化が絶対要件でございます。これに伴う組織体制の整備充実も行う必要がございます。このようなことから、今後の組織体制の強化を図ることを念頭に置いて、今議会に仮庁舎の増設経費も予算提案いたした次第であります。

また、職員体制の充実強化を図るべく、県を通じて国に対し派遣職員を要請しておりますが、確実に派遣職員の確保が約束されるものではなく、派遣要請自治体も相当に及んでいると伺っており、厳しい状況にあると見込まれるところであります。こうした状況を踏まえ、これまで職員の災害派遣等でご支援をいただいた自治体を重点に、引き続きの派遣要請も行っているところであります。町としても、今議会に提案しております任期付職員の採用等に関する条例の改正による職員採用対象業務の拡大、あるいは再任用制度の活用など、さまざまな手法を用いて職員の確保に努めるとともに、復興期間における膨大な業務量を円滑に執行できる推進体制の整備を図ってまいりたいと考えております。長くなりましたが、以上でございます。

7番 (齋藤慶治君) はい。それでは、第1点目のほうのスケジュールの方から質問に入っていきた いと思います。

策定スケジュールについては、特別委員会でもいただいた資料等があるんですが、今の 説明からすると、1月中にはまとめて、2月には国の方に特区申請という形をしないと、 24年度の方から実際の具体的な事業、特に第3次補正のお金を使うとかそういう形が執 行できないというような理解をしてよろしいでしょうか。まず、その1点からスタートさ せていただきます。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。国への必要な関係書類の提出は、1月にはというふうに考えているところでございますが、基本的にはそういう所定の手続を経る中で、国の方の手厚い支援策が受けられるというふうに理解しております。
 - 7番(齋藤慶治君)はい。国への提出期限が一つあるということなんですが、その前に町長にちょっとだけ確認するのを忘れました。私、ちょこちょこ仕事の方で仮設とかいろいろなところで、町民の方と会うのですが、町民の方から「いつ町営住宅に入れるの」と。いつ土地

が、もう配分ではないけれども、「具体的な事例とするの」という声をちょこちょこ私言われます。町長は、そういう町民の声というのを直接聞くという場面はあるんでしょうか。 その点まずお聞きしたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私も仮設の方にお世話になっている身でございますが、そういう中で、 仮設直接的にそういうお話を聞く機会もございますが、いかんせん、なかなかスケジュー ルに追われる中で、ゆっくり自宅にいる暇がないというのも実態でございます。いずれに しましても、それなりのお話は耳にしているところでございます。
 - 7番 (齋藤慶治君) はい。私らもこういう議員の立場にいるので、現状の計画のスケジュールというのは重々承知しているんですが、明確に返答できないんですよね。返答できるのは、災害公営住宅が25年3月までには第1期の方が入居できると。それ以外のいろいろな大事な各町民が要望していることに対して、まだ具体的に何も答えられないと。正確に答えられないのは、私も多分町長も職員の方も同じだと思います。

今まさに基本構想をつくって、1月末までに三つの計画を……、特区の承認を受けるためには復興推進計画、整備計画、交付金事業計画、その三つを1月末にまとめて国に出して、国の審査を受けて初めて第3次補正となる、あの膨大な予算等を使っていいですよという形の承認が出て、4月から用地買収等いろいろな形にスタートするというのが現実の内容だと思うのですが、その三つの計画、1月中にまとめきれるのでしょうか。その点、町長または担当課でもよろしいですからお願いいたします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。この町の復旧・復興に向けて、どうしても国の手厚い支援を活用しなければ、復旧・復興はなかなか厳しい現実があるわけでございますので、何が何でもその計画に乗らなくてないというふうに思っております。担当職員ともども、その辺のスケジュールを共有しながら今取り組んでいる最中でございます。

具体の業務の取りまとめ状況については、担当の震災復興推進課長の方から若干補足させていただきたいというふうに思います。

- 震災復興推進課長(鈴木光晴君)はい。今、齋藤議員の方からおっしゃられました三つの計画の策定につきましては、私どもとしましても、1月を目途に策定を進めている段階でございます。 国の方の指針等が、はっきりとしたものが先行して出されていないということもありまして、当面そういった事業計画を出させていただいて、あとその時点、もしくはその後に国等の制度等もより明確になってくるということが考えられます。その時点では、そういった事業計画の時点修正というものも視野に置きながら、柔軟な対応で計画の方も変更等を対処していただけるというようなお話を国の方からも伺っておりますので、そのような対応をしたいというふうに考えております。
 - 7番 (齋藤慶治君) はい。今回の未曾有の大災害においては、正直言って山元町の判断でというか、できる事業というのは本当に限られる。私からすると1、2パーセントなのかなと。大部分は、残念ですが国からの支援を得ない限りこの事業執行というのが何一つできないというのが今回の復興計画なのかなと。だから、よくても悪くても国のこういう復興計画に乗って、いいところを山元町のために、町民のために早く予算を含めて各種事業を持ってくるとか、その気概がないと一向に進まないということを私は思っています。

その点、この計画策定に当たって、先ほどもぜひともやらなくていけないということなんですが、この計画の案、特に復興交付金事業等の5省40事業とありますが、それはある程度もう国で決まった基幹事業ということであるのですが、先ほど町長からもあったよ

うに、効果促進事業は町のアイデア勝負だということで、このアイデアの考え方、そして 出すタイミングですね、早期に山元町の被災で困っている人たちの制度に反映させるため には、ここら辺をうまく使わないと、計画自体が町民から評価される事業ができないのか なと思うのですが、その点について再度町長の方にお聞きします。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。国の制度をうまく活用しなければ、大きなまちづくり、大きな災害からの復旧・復興はかなわないというふうなことでございまして、そこの中では、この基幹事業はもとよりなんですが、効果促進、これをどういうふうにアピールできるか、あるいは説得力のある組み立てができるかと。この辺が各自治体に突きつけられた大きな課題でございますので、今そのアイデアを募っているところでございますし、これは短期間の中で町だけではなかなか難しい面もございますので、いろいろな他の取り組みなども勉強しながら、短期間のうちに効果促進事業をまとめていきたいというふうなことでございます。ぜひ国のスケジュールに乗れるように、これは本当に町が一丸となって取り組むべき問題でございますので、不退転の覚悟で、この時期に間に合うように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。
 - 7番 (齋藤慶治君) はい。正直言って、町民に対しても明確に、今回こういう国の制度支援によらなければ、町としては事業の遂行ができないということをいろいろな場面で明確に表現して、町民の理解を求めながら、いかにこの制度をうまく使うか、町民に使うかということを全職員含めて進めていかなくては、今回の復興のことはうまく進まないのかなと思いますので、そこら辺、町長もあらゆる場面で、今回の復興の予算づけ、事業に当たっては、今私が言ったようなことを表現して、町民の理解をもらうべきだと思います。この点については終わります。

続いて、第2点の件も全く同じなんですが、復興計画に基づく8年間の行動計画の頭出しということで、全部入ると約3,500億というのは、国・県も入っての山元町全体の復興計画の総事業費なんですが、それをもう少し少なく見ても、この8年間でこの事業を同時実施するには、今の人員体制でできないのはもう明確だと思うのです。そのために、今回町長の方も任期付の形で、条例という形で提案していますが、そこら辺、実際4月以降、事業実施、用地買収するには、どのぐらいの体制が必要なのか、人員が不足しているのか、そこら辺も多分ある程度はカウントしているのかなと思うのですが、その点についてまず計算しているのかどうか、組織体制を考えているかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。まだ、明確な形での組織体制というふうなものを検討できるような状況 になってございません。とにかく復興計画の策定、行動計画の策定と、これに全力投球せ ざるを得ない状況でございます。そういう中でも間髪を入れず、ご指摘の組織体制の整備 をしていかなくてないというふうな思いで、今、少しずつ組織の整備に向けて内部で協議 をしつつある状況でございますので、これについても早急に取りまとめていく必要がある ということでございます。

ただ、一方では、組織をつくる中で必要な人員を、先ほど申したようにいかに確保できる見通しがつくかというふうなことも重要でございますので、先ほど申し上げましたように、これまで応援をちょうだいした自治体、私なりのいろいろ多少のネットワークなども駆使する部分も含めて、正規のルート以外の部分での努力もしていく中で、マンパワーの確保に努力していかなくてないというふうに考えてございます。

7番(齋藤慶治君)はい。町長の言うこともわかるんですが、その準備に水面下ではもう入っていいんでないかなと。今、復旧から復興のちょうど境目と言うとおかしいですけれども、まだ復旧は終わっていません。復旧・復興と同時に進行している中、先ほど言った応援が他の市町村から21名、現在応援してもらっていると。あと職員も171名。170人等の体制でやっていると。お話を聞くと、結構職員はもう疲労し切っているという面も私は見受けられます。そして、2、3日前から、「いつも帰宅何時ごろになるの」と言うと、みんな8時とか9時とか、部署によっても季節柄的にもあるんですが、そういう状況で、私は現在もいい仕事はできないと思うし、今後もこれからの大事業を控えて、その点が少し不安になるんです。職員の健康管理だけではなくて、いい仕事をするにはそれなりの体制で仕事に臨む姿勢等が求められますので、そこら辺を町長もう少し真剣に考えてもいいんでないかなと。

そして、今、職員の残業関係どんな感じで進んでいるか、もしわかればその点をお聞き したいのですが。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

災害以降、月の経過とともに業務量も変化しておりますので、比較できるような形でお 話をさせていただければというふうに思います。

ちなみに、5月時点の時間外勤務の時間数の関係でございますけれども、前年の22年の5月であれば約1,000時間、管理職を除きの部分で約1,000時間ぐらい。それが、本年の震災以降の5月でございますけれども、この段階では8,000時間を超えるような、そういう状況でございました。単純比較しますと、7倍、8倍というふうなことの時間数になっているということでございます。

そして、冒頭、月の経過とともにということでお話をさせていただきましたけれども、しからば最近の状況ではどうかということになってまいりますので、これにつきましては23年11月のデータでございます。これは全職員の部分に置きかえておりますので、課によってばらつきがございますけれども、その辺ご理解いただきたいと思いますが、本年11月比較では2,500時間、そして昨年の11月では1,300時間ぐらいということでございますので、落ちつきを見せつつある現状ですら、2倍、3倍というふうな状況の超過勤務に及んでいるということでございますので、以上回答とさせていただきます。

7番 (齋藤慶治君) はい。 5月、6月は全体が非常時だから、そういう形は正直言って公務員としてはしようがないのかなという気がしますが、11月、12月、今月に、先ほど復旧から復興に当たっては、そろそろそういう健康管理を含めての時間管理もしていかないと、私はいい仕事ができないのではないかなという点で今お聞きしました。

それで、4月以降、先ほど言った膨大な事業、膨大な予算の事業が執行しなければ、それが待っていると思います。それに対しての組織体制、町長は先ほど、まだ具体的な形はないと言っていましたが、そこら辺はもう、4月はあっという間ですからね、正月明ければ、先ほど言ったような24年度の予算編成がもう進んでいると思うのですが、人員体制、今度の復興計画、行動計画の頭出しといっても、用買から始まっていろいろな設計とかの事業が遂行される中で、そろそろ明確にこの仕事をする組織体制をつくっておかなくては、早期復旧はなかなかできないと思うのですが、その点、再度町長の考え方をお聞きします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。先ほどの私の説明がちょっと舌足らずといいますか、抽象的な説明に終わってしまいまして恐縮でございますが、人数的にはおおむね80名程度は必要なのかな

というふうな、そういう希望はとらえております。問題は、どういう体制ですね、具体の 組織体制をするかというふうな、そこまでの部分についてはまだ精査をする必要がござい ますので、具体にどういうふうな形まで描いているかと、そういうところまではいってい ないというふうな思いでございます。基本的には、まちづくりを直接する、今でいうまち づくり整備課、復興推進課、災害復旧室を中心としたこの辺の組織体制を中心に、大幅に 拡充する必要があるだろうというふうな認識でおりますので、その辺を中心とした組織の 再編整備というふうなものを大至急考えながら、議会の皆様にもいろいろとご相談、ご指 導を受けながら、早目にこの方向性を確立していきたいなというふうに思っているところ でございます。

- 7番 (齋藤慶治君) はい。先ほどの回答にもあったし私の質問にあったのですが、どうしても土木系、技術関係の専門職の何人かは必要だと。それもある程度経験を持った人となると、他の市町村からその分野の方を引き続き応援をもらうなり、新たにもらってこないとだめだということもあるし、今度は対町民との用地買収等、細かい実際事業をするにはそういう交渉も入ってきます。そういう交渉には役場職員が当たるのかなと思うのですが、先ほど言ったように、職員も今持っている仕事、復旧の関係で結構目いっぱいの事務量になっていると思いますので、そこら辺の整備体制をしっかり立てて、一日も早い復旧・復興が目に見えるような形で事業の着手に進んでほしいと思いますので、その点、町長しっかりとした計画の中で、事業の計画もいいんですが、実際それを実行する人員、マンパワーというのも明確にもう考えていかないと事業がなかなか進まないということになると思いますので、その点を今後の形に生かしてほしいと思います。まず、町長から、最後の組織体制についてだけ再度お伺いして終わりにします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。私、被災直後から、今回の大きな災害の中では、町民の皆さんすべからく、この大きな痛手を共有していかなくてないというふうなことでメッセージを発してきたところでございます。それは、いろいろな意味合いがあるわけでございますけれども、少なくとも現段階でいえば、大変つらい悲しい部分を乗り越えながら、大きなまちづくりに向けて町民が一体となって、まさに町民力、底力を発揮する中で、大きなまちづくりに取り組んでいく必要があるということでございます。

そのまちづくりの中核を担うのは我々行政でございます。我々その辺を自覚しながらも、住民力あるいは恊働のまちづくりというふうなことで我々も頑張ります。しかし、町民の皆様なりも大変でしょうけれども、自分で何がどこまでできるのかというふうなことも、この機会に改めて確認をしていただく中で、みんなと力を合わせていち早い復旧・復興がなし遂げられるように、計画のご承認、そして今縷々ご心配いただきました体制の整備、これも時間との戦いでございます。用地の買収、あるいはお一人お一人の地権者のご理解なくして大きな事業は一歩も前に進まないわけでございます。我々も限りない努力をしていく中で、何とか早い復旧・復興をなし遂げたいというふうに思いますので、議会の皆様にもぜひ改めてご理解をお願いできればというふうに思います。以上でございます。(「質問を終わります」の声あり)

議長(阿部 均君) 7番齋藤慶治君の質問を終わります。

議 長(阿部 均君)お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) 本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。

> 次の会議は、12月16日午前10時開議であります。 皆さん大変ご苦労さまでございました。

> > 午後5時39分 延 会